

令和元年（行ウ）第266号 種子法廃止違憲確認等請求事件
原告 相澤肇ほか
被告 国

第3準備書面

2021（令和3）年6月21日

東京地方裁判所民事第2部Bc係 御中

原告ら代理人弁護士 山田正彦
同 弁護士 岩月浩二
外



第1 本書面での主張について

1 原告らのこれまでの主張の概要

原告らはこれまで、種子法廃止に伴って都道府県による原種・原原種の生産、奨励品種の決定などの法的根拠がなくなる点を主張するとともに、法廃止に伴う具体的な被害として、都道府県の農業試験場などの予算の減少・人員の不足、主要農作物の種子及び原種価格の高騰、種子法で定められていた圃場・生産物審査が一部の都道府県で簡素化していることなどを主張した。

こうした被害事実がすでに生じている以上、種子法廃止により、原告らが主張している食料への権利の侵害が明白に起きており、危険が切迫している。

すなわち、主要農作物の種子供給についての都道府県の公的関与がなくなるため、食料への安定供給が保証されなくなる。また、都道府県が厳格な管理の下で生産してきた種子に代わって、民間事業者の生産した種子が市場を席卷し、かつ、その民間の種子についての品質や安全性に関する検査が簡素化されるため、食の安全に大きな危険が生じることとなる。

2 本書面での追加主張について

本書面は従前の主張に追加するものである。

すなわち、このような食料への権利の侵害は、種子法の廃止のみでとどまっていない。同法の廃止法案採決直後の国会での農業競争力強化支援法の制定（平成29年5月）、そして昨年（令和2年）の通常国会で成立した種苗法改正により、さらなる権利侵害が生じている。これは、憲法25条で保障された食料への権利の侵害をますます深刻化させている。

以下、この点について詳述する。

第2 種子法廃止に続く農業競争力強化支援法の制定、種苗法改正により、食料への権利のさらなる侵害が生じていること

1 種子法廃止について

従前から述べる通り、種子法廃止は、都道府県による主要農作物の種子生産及び供給の事務からの撤退を意味する。

被告国も述べている通り、多様な市場ニーズに適合すべく、都道府県が一律に種子生産及び供給事務を行うことを義務付ける種子法を廃止することで、都道府県がそれらの事務を行う必要はなくなる。この結果、主要農作物の種子生産及び供給についての採算が合わない都道府県が撤退するなどの弊害が生じる。

2 農業競争力強化支援法の制定

(1) そして、この種子法廃止法案が採決・成立した直後、国会で農業競争力強化支援法が制定された（2017（平成29）年5月19日公布）。

同法1条で規定される法の目的は、「我が国の農業が将来にわたって持続的に発展していくためには、経済社会情勢の変化に対応してその構造改

革を推進することと併せて、良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化の実現を図ることが重要である」とし、そのために、「国の責務及び国が講ずべき施策等を定め、当該施策の一環として事業再編又は事業参入を促進するための措置を講ずること」等により、「農業者の競争力の強化の取り組みを支援し、農業や農業生産関連事業の健全な発展に寄与すること」とされている。

このように、同法は、わが国の農業の持続的発展のため、経済的観点・競争力強化のために国の責務や施策を定めるとしている。

(2) 法8条4号で規定された民間事業者への知見の提供

そして、従前から主張する通り、同法の8条4号では、

「第8条 国は、良質かつ低廉な農業資材の供給を実現する上で必要な事業環境の整備の為、次に掲げる措置その他の措置を講ずるものとする。

(略)

四 種子その他の種苗について、民間事業者が行う技術開発及び新品種の育性その他の種苗の生産及び供給を促進するとともに、独立行政法人の試験研究機関及び都道府県が有する種苗の生産に関する知見の民間事業者への提供を促進すること」

と規定されている。

これは、都道府県の持つ種子生産に関する知見の民間事業者への提供の促進を義務づけるものである。具体的には、都道府県の農業試験場などで長年にわたって開発された主要農作物の品種及びその関連情報を民間事業者に提供しよう命じる内容である。

前述のとおり、種子法が廃止され、都道府県が種子供給の事務から撤退を迫られた。そして、この農業競争力強化支援法8条4号により、今度はその都道府県が有する種子に関する知見を民間事業者に提供しよう義務づけられた。

種子に関する知見が民間事業者に提供されるのであるから、今後必然的に、我が国の種子生産及び供給が公共の地方公共団体から民間事業者に代わっていくこととなる。

また、同法8条4号で知見の提供を受ける民間事業者については国内の事業者に限定されておらず、海外の種市場を独占するグローバル企業への提供を禁じているものではない。わが国の公共財である主要農作物の知見が外国資本に提供される危険は、十分にある。

(3) 法8条3号で規定された銘柄生産の見直し

また、法8条3号では

「三 農業資材であってその銘柄が著しく多数であるため銘柄ごとのその生産の規模が小さくその生産を行う事業者の生産性が低いものについて、地方公共団体又は農業者団体が行う当該農業資材の銘柄の数の増加と関連する基準の見直しその他の当該農業資材の銘柄の集約の取組を促進すること」

とされている。地方公共団体などが生産しているコメ（稲）などの主要農作物の銘柄について「数の増加と関連する基準の見直し・・・銘柄の集約」としており、わが国での銘柄の減少を意味する。

この結果、これまで種子法に基づいて、地域ごとにその土地や風土にあわせて生産された主要農作物の種子の銘柄が淘汰されることとなる。

このことによる弊害は原告ら第2準備書面でも述べたが、土地気候に適した優良で多様な品種が維持できない場合、凶作を招いて食糧自給率が達成困難になったり、銘柄が減少されたのち、中食・外食用に適した民間の多収性品種のみとなれば、優良な種子は駆逐されることになり、品質・食の安全に影響が出ることとなる。

3 種苗法改正について

(1) 登録品種の自家増殖（自家採種）が禁止されたこと

さらに、2020（令和2）年12月2日、種苗法改正案が国会で採決

され、同月9日に公布された。

同法改正により、わが国の登録品種についての自家増殖が禁止されることとなった。具体的には自家増殖について認めていた旧法21条2項、3項が本改正で削除されることとなった。

この結果、登録品種について農業者が自家増殖する際には許諾料を支払う必要が生じることとなる。

「自家増殖」（自家採種）とは、栽培した作物の種子を採り、それを播いて生産することを意味する。

現在、我が国の農家の多くは、種の自家増殖を行っている。主要農作物である稲については、一度種を購入すると2年自家増殖し、3年目に再度種を購入する。こうすることで小規模農家が種購入の際の支出を抑えられる。また、原告館野廣幸の陳述の通り、有機栽培を行う農家は、種の自家増殖をし続けることで、農薬が含まれていない種を生産でき、自らの土地になじんだ種を利用できていた。

ところが、登録品種について自家増殖が禁止となれば、毎年農家は登録品種の種を購入せざるを得なくなるか、許諾料を支払って自家増殖し続けることとなり、コスト負担が増加することとなる。

(2) 自家増殖が農業者の権利であること

しかし、種の自家増殖は農業者の権利であり、原告らが本裁判で主張する食料への権利の一内容である。

仮に禁止とされれば、一般農家は委縮してしまい、よりいい種を選抜して育てようとする事すら困難となる。制限すべきではない。

種苗法が1978（昭和53）年に制定された当時も、自家増殖については制限されていなかった。農業者が育種することは一般的であり、その育種の過程で新たな品種開発がなされており、それは農業者の権利として保障されるべきと考えられていた（甲26・元農水省種苗課長松延洋平氏のインタビュー記事）。

種苗法については1978（昭和53）年に制定されたが、当時は、品種開発した育成権者の権利を守る為とする一方、育成権の及ばない範囲として、試験又は研究目的での利用と、農業者の自家増殖が例外とされた。そして1998（平成10）年にはじめて23種が指定され、2006（平成18）年には82種、2017（平成29）年には289種と自家増殖への適用場外となる品種が拡大されたが、それでも本改正までは自家増殖は例外的に禁止されるのみであった（訴状11～13頁参照）。

そして、2001（平成13）年にFAOの総会で採択された食料・農業植物遺伝資源条約においても、9条において、農家の自家増殖の権利を制限すべきでないとしており、2018（平成30）年12月に国連で採択された小農宣言でも、19条で、種子の権利が設定されているのである（訴状40～45頁参照）。

(2) 地方公共団体が種子生産等を行わないことによる不利益

そしてこの種苗法改正は、種子法廃止等と合わさることで極めて大きな不利益を生じさせる。

すなわち、育種権者（登録品種の権利者）が地方公共団体ではなく外国資本となった場合、種の値段や自家増殖の許諾料の高騰の危険もあり、コスト負担は深刻なものとなる。

仮に、種子法が廃止されていなければ、これからもすべての地方公共団体において主要農作物の種子生産及び供給が継続される。

しかし、種子法が廃止され、かつ、前述の農業競争力強化支援法8条4号に基づき、地方公共団体の持つ知見が民間に提供されることとなるため、今後、民間事業者が日本国内向けに種を開発し品種登録して市場を独占することが考えられる。あるいは、地方公共団体が種子生産を行わなくなり、地方公共団体が権利を持つ登録品種を民間事業者に委譲することが予想される。

そして、民間事業者が自己の登録品種について、種子の価格を高額に設

定したり、あるいは自家増殖の許諾料を高額にする可能性がある。
この結果、わが国の一般農家の経営が成り立たなくなり、農業を続けることができなくなる。農業者の食料への権利の侵害となる。
また、前述の有機栽培の農家は自家増殖が困難となる為、従来と同等の品質・安全性を有する作物の生産が困難となる。提供を受ける消費者においても食料への権利の侵害となる。

(3) 長野県の種苗法改正への対応について

この点、長野県は種苗法改正を受け、県の登録品種である果樹や野菜などについて、県内生産者は一部品種を除いて、従来通り自家増殖について許諾不要とする方針をまとめた(2021(令和3)年4月21日日経新聞記事)。

長野県の例のように地方公共団体が種子生産を続けていけば、一般の農家や消費者の権利保護のため、許諾料不要あるいは低額の許諾料とする方針を打ち出すことが出来る。しかし、種子法が廃止され、地方公共団体が、必ずしも種子生産を行わず、自らの有する登録品種を民間に移譲するようなこととなれば、地方自治体がこの長野県のような方針を打ち立てることが困難になる。

(4) 民間事業者がわが国の種子市場に大幅に参入する危険性

一方で、この種苗法改正により、育成者権者にとっては、自家増殖の際に農業者から許諾料を得ることができ、利益となる。

そして、前述の種子法廃止、農業競争力強化支援法の制定とセットになることで、民間事業者がわが国の種生産・供給の市場に大きく参入しやすくなる。当然これは、海外の外国資本(種子生産を行うグローバル企業)がわが国の種市場に参入する大きな動機付けとなる。

現在、世界の種子の60%は、バイエル社(旧モンサント社と合併:米国・ドイツ)、コルテバ・アグリサイエンス(旧ダウ・デュポン社:米国)、シンジェンダ社(スイス)、BASF社(ドイツ)、ダウ社(米国)の5社で占められている。また、農薬市場は同5社で独占されている(甲25「78」:2020年12月24日 国連総会資料「Right to food」)。今回の種苗法改正に合わせ、これらグローバル企業がわが国の種子市場に参入し、市場を独占する可能性は極めて高い。

甲25の「80」でも指摘されている通り、種子に関する市場が集中する結果、少数の企業が種子の価格に大きな影響を与える可能性が高い。この結果、種子の価格が上がり、農業のコスト高によって、農家が利益を上げることが困難になる可能性がある。また、消費者物価の上昇の結果、消費者に対する影響も大きい。またこれら企業が遺伝子組み換え種子に関連する農薬のほとんどを生産し、その結果に伴う不利益(生物多様性の現象、農業の回復力の低下、気候変動への影響)を招く可能性がある。

また、食料の安定供給や食の安全性の確保は、いわゆる市場原理・市場メカニズムの下では困難である。そのような市場メカニズムを補正するため、行政による積極的な関与が必要であるはずであるが、種子法が廃止された中では地方公共団体による種子生産及び安全性の管理ができなくなる。

第3 3点(種子法廃止、農業競争力強化支援法の制定、種苗法改正)が合わさることによる危険性

1 種子法廃止と農業競争力強化支援法の制定により、わが国の地方自治体が開発した品種やその他関連情報が民間事業者にわたることとなる。そしてその民間事業者がわが国において品種を新たに登録したり、地方公共団体から品種の譲渡を受けることで、種市場を独占することとなる。

さらに、種苗法改正に伴い、一般農家が行う種の自家増殖が禁止され、そして育成者権者の民間事業者から高額な許諾料が要求された場合、一般農家の経営が成り立たなくなる。

この結果、必然的にわが国の農業全体が大規模な民間事業者による農業

経営に代わってくることとなる。

2 食の安全性への問題

わが国の農業全体が大規模な民間事業者に委ねられた場合、農業市場において、グローバル企業が生産する遺伝子組み換え食品やゲノム編集食品が席卷する可能性が高い。これらの種子や農作物については、食の安全性について重きが置かれていない。そして種子法廃止に伴い、安全性の審査などはおろそかになる。

また、わが国の地方公共団体が種子生産を続けることもないため、地方公共団体による食の安全性に関する施策の策定は困難となる。

地方公共団体は地域の住民や事業者にとって最も身近な行政機関であり、食品の安全性の確保に果たす役割は極めて重要である。食品安全基本法7条でも「地方公共団体は、基本理念にのっとり、食品の安全性の確保に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的・経済的・社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定されている。国は、食品の安全性に関する最低基準（ナショナルミニマム）の確保等、全国的な見地から食品の安全性の確保に関する施策を講じる一方、地方公共団体は、地域の住民や事業者にとって最も身近な行政機関としての立場から、法律、条令等に基づき、食品の安全性の確保に関する施策を策定し、実施する責務を有しているといえる。

ところが、種子法廃止に伴い地方公共団体が主要農作物の種子生産を続けなくなれば、地方公共団体が種子に関する安全性の施策の策定や実施を行うことは不可能となる。

3 食の安定供給への問題

また、種子法が廃止されたため、わが国が全国一律で食の安定供給を念頭において種子生産の計画を立てることも困難となる。また、地方公共団体ごとに主要農作物の種子生産に関する施策を講じることも困難となる。この結果、わが国の食料安定供給に対する危険性も高まる。原告ら第2準備書面でも詳述した通り、わが国における干ばつ等の被害の際、十分な対処ができなくなる。

第4 結論

以上の通り、種子法廃止のみならず、その後続く農業競争力強化支援法の制定と種苗法改正により、原告らの食料への権利の侵害はますます深刻化しているものである。

以上

甲号証	標目 (原本・写し)	作成年月日	作成者	立証趣旨
25	1 Right to food (国連総会資料)	原 2020.12.24	United Nation(国連)	世界における種子生産において、シンジェンタ(スイス)、バイエル(ドイツ)、BASF(ドイツ)、デュポン(アメリカ合衆国)、モンサント(アメリカ合衆国)、ダウ(アメリカ合衆国アメリカ)。これらの企業は、世界の種子市場の60%と世界の農薬市場の75%を支配していること(78)、市場集中の結果に伴い、種子価格の上昇、農業のコスト高、農薬に伴う不利益などが懸念されること(80)
25	2 甲25の1の和訳 (78~80)	写 2021.5	土屋仁美(訳)	
26	元農水省種苗課長松延氏のインタビュー記事(ブックレット「どう考える? 種苗法」より)	写 2020.12.5	松延洋平、農文協	元農水省種苗課長のインタビュー記事の存在。同氏は、種苗法が1978(昭和53)年に制定された際に尽力している。松延氏曰く、種苗法制定当時、当時は、自家増殖の制限は念頭にあらず、農業者が育種することは一般的であり、その育種の過程で新たな品種開発がなされているため、自家増殖は農業者の権利として保障されるべきと考えられていたこと。松延氏が自家増殖の禁止に懸念していること等。
27	1 原告館野浩幸陳述書	原 令和2年6月12日	館野廣幸	稲作を主とする農業を営む専業農家の原告の陳述書の存在。同氏は有機農業に携わっており、種子法廃止に伴い様々な不利益が生ずると述べたこと

27	2	原告館野浩幸意見陳述書	原	令和2年6月12日	館野廣幸	甲27の1の要約文。裁判期日での意見陳述原稿である。
28		農業競争力強化支援法(条文)	写	平成29年5月	国	農業競争力強化支援法の条文について(農水省ホームページより)
29		種苗法の一部を改正する法律案新旧対象条文	写	令和2年9月	農水省	種苗法改正にともなう新旧条文の比較。旧法21条2項、3項で登録品種の自家増殖が原則許容されていたが、同条文が削除され、登録品種の自家増殖が禁止され、許諾が必要となったこと。

甲
第



General Assembly

Distr.: General
24 December 2020

Original: English

七-一

号
証

Human Rights Council

Forty-sixth session

22 February–19 March 2021

Agenda item 3

**Promotion and protection of all human rights, civil,
political, economic, social and cultural rights,
including the right to development**

Right to food

Report of the Special Rapporteur on the right to food, Michael Fakhri

Summary

In the present report, submitted to the Human Rights Council pursuant to Council resolution 43/11, the newly appointed Special Rapporteur on the right to food, Michael Fakhri, provides an outline of the direction that he intends to take during his tenure, including his vision of the areas of concern and priority issues that will inform his future thematic reports.



Contents

	<i>Page</i>
I. Introduction.....	3
II. Coronavirus disease (COVID-19) and the looming hunger crisis.....	3
A. State of hunger during the pandemic	3
B. Framing the issue: crisis of care	5
C. Coronavirus disease (COVID-19) and the right to food	6
III. Food systems and global governance.....	8
A. Framing the issue.....	8
B. Food Systems Summit 2021 and human rights.....	9
C. Food systems and the right to food.....	14
IV. Seeds and farmers' rights	15
A. Political economy of seeds	15
B. Farmers' rights in international law	16
V. Right to food in armed conflict and protracted crises	17
VI. Conclusions and recommendations	19

I. Introduction

1. In his first report to the Human Rights Council, the Special Rapporteur on the right to food, Michael Fakhri, provides his vision of the thematic concerns and priority issues for the duration of his mandate. The Special Rapporteur assumed his functions on 1 May 2020 and submitted his first report, addressing the right to food in the context of international trade law and policy (A/75/219), to the General Assembly in July 2020. In that report, the Special Rapporteur blended human rights and trade policy perspectives to provide an institutional map and new principles that can guide Member States, United Nations entities and civil society to ensure that the world's trade regime is geared towards fulfilling the right to food. The Special Rapporteur shared his findings at the High-Level Special Event on Global Governance of Food Security and Nutrition, organized by the Committee on World Food Security from 13 to 15 October 2020. The Special Rapporteur also presented his recommendations to the World Trade Organization (WTO) at a high-level symposium on 2 December 2020 and will continue to follow trade as a thematic area throughout his mandate.

2. Based on scores of formal and informal consultations with States, United Nations agencies, civil society organizations, private sector representatives, academics and other stakeholders, as well as information and reports received, the Special Rapporteur has decided to focus on four thematic areas: the coronavirus disease (COVID-19) pandemic and the hunger crisis; food systems and global governance; seeds and farmers' rights; and the right to food in armed conflict and protracted crises.

3. While the present report describes the Special Rapporteur's vision for the mandate, due to the acute nature of the pandemic, he has included some recommendations on how to fulfil people's right to food despite COVID-19.

II. Coronavirus disease (COVID-19) and the looming hunger crisis

A. State of hunger during the pandemic

4. The Special Rapporteur began his mandate at the outset of the pandemic. At that time, the situation was alarming. People were losing their jobs at unprecedented rates. In April 2020 at the peak of school closures, 369 million children missed meals; to date 246 million children are still missing meals.¹ Governments were scrambling to respond, yet millions of people were still excluded from essential resources. The virus was unfamiliar, but it was, predictably, harshest on marginalized and vulnerable people.

5. The dire conditions of the pandemic warranted calls from the Secretary-General of the United Nations and the United Nations High Commissioner for Human Rights asserting that people and their rights are fundamental to the success of all public health responses.² While all human rights are essential and interconnected, the right to food plays a particularly important role in all short- and long-term solutions.

6. Nevertheless, the world was falling behind on fully realizing the right to food even before the current pandemic. If statistics provide any guidance, the number of hungry and undernourished people in the world has been rising since 2015.³ While the climate crisis is raging, biodiversity in food and agriculture is decreasing as the global diet becomes

¹ World Food Programme, "Global monitoring of school meals during COVID-19 school closures".

² Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights (OHCHR), "COVID-19 guidance"; "Press conference with ACANU Geneva, 14 May 2020: opening remarks by High Commissioner for Human Rights Michelle Bachelet"; and Secretary-General of the United Nations, "We are all in this together: UNSG delivers policy brief on COVID-19 and human rights", statement, 23 April 2020.

³ Food and Agriculture Organization of the United Nations (FAO), International Fund for Agricultural Development (IFAD), United Nations Children's Fund (UNICEF), World Food Programme (WFP) and World Health Organization (WHO), *The State of Food Security and Nutrition in the World 2019: Safeguarding against economic slowdowns and downturns* (Rome, FAO, 2019).

increasingly homogenized around a small number of crops, including a marked shift towards heavily processed foods.⁴ Furthermore, COVID-19 is only the most recent virus, and unfortunately not the last, to strike humanity as a result of our continued disruption of ecosystems and animal habitats, increasing the risk of zoonotic transfer of disease.⁵ Moreover, the world has only recently recovered from the food price volatility which struck from 2007 to 2010.⁶ The COVID-19 pandemic continues to exacerbate and accelerate the same inequities that have persisted for decades and, in some instances, centuries. In fact, due to the pandemic, it was estimated that the total number of people suffering from acute hunger would double, going from 130 million in 2019 to 265 million by the end of 2020.⁷

7. At the time of writing of the present report, the situation was getting worse. Even though the number of hungry people had not been tallied at the end of 2020, early predictions of a protracted hunger crisis will probably prove to be accurate. The virus continues to ravage humanity; even with early reports of a vaccine, it will be some time before the global health situation stabilizes and it will be at least a decade before the world recovers economically. Meanwhile, Member States and international organizations have not yet come together to tackle the looming hunger crisis. There remains no internationally coordinated action responding to the hunger crisis caused by the pandemic.

8. The right to food provides an analytical framework to understand what is going on. The right to food means that food must be adequate, available and accessible.

9. While some Governments have ensured that food is available and accessible through relief programmes, they have focused only on calories without attending to people's nutritional and cultural needs.

10. In their response to the pandemic, Governments have not shut down food trade and transport, ensuring overall international food availability. Agricultural production yields were thankfully not a global concern in 2020.

11. However, food has been made available and supply chains were stabilized at the expense of workers' safety and health. In fact, agricultural workers, even before COVID-19, experience the highest incidence of working poverty and food insecurity; the pandemic has made their situation worse.⁸

12. More broadly, people do not have access to food because nearly half of the world's 3.3 billion global workforce are at risk of losing their livelihoods. Informal economy workers, migrant workers and other marginalized people are particularly vulnerable because the majority lack social protection and access to quality health care.⁹ As the International Labour Organization (ILO), the Food and Agriculture Organization of the United Nations (FAO), the International Fund for Agricultural Development (IFAD) and the World Health Organization (WHO) indicated in a joint statement: "Without the means to earn an income during lockdowns, many are unable to feed themselves and their families. For most, no income means no food, or, at best, less food and less nutritious food."¹⁰

⁴ Julie Bélanger and Dafydd Pilling, eds., *The State of the World's Biodiversity for Food and Agriculture* (Rome, FAO Commission on Genetic Resources for Food and Agriculture, 2019); and Colin K. Khoury and others, "Increasing homogeneity in global food supplies and the implications for food security", *Proceedings of the National Academy of Sciences*, vol. 111, No. 11 (March 2014).

⁵ A. Haroon Akram-Lodhi, "Covid-19 and the world food system", *Journal of Australian Political Economy*, No. 85 (2020).

⁶ Anna Chadwick, "Regulating excessive speculation: commodity derivatives and the global food crisis", *International and Comparative Law Quarterly*, vol. 66, No. 3 (July 2017).

⁷ WFP, "COVID-19 will double number of people facing food crises unless swift action is taken", 21 April 2020.

⁸ International Labour Organization (ILO), "COVID-19 and the impact on agriculture and food security", ILO Sectoral Brief, 17 April 2020.

⁹ OHCHR, "COVID-19: Urgent help for India's forgotten migrant workers must follow Supreme Court ruling, say UN experts", 4 June 2020.

¹⁰ ILO, FAO, IFAD and WHO, "Impact of COVID-19 on people's livelihoods, their health and our food systems", 13 October 2020.

13. As a result, many people all over the world, in rich and poor countries alike, resorted to food banks to access food. Food banks are only a stopgap; they do not provide people with a stable and dignified source of food since they rely on a charity model.¹¹

B. Framing the issue: crisis of care

14. In the fact of the COVID-19 pandemic, Governments are trying to strike a balance between health and wealth. If they attend to people's health by locking everything down, they bring the economy to a halt and destroy people's livelihoods. If they prioritize the economy and emphasize production and growth, a large number of people will continue to get sick, become weak or die.¹²

15. A common way to frame the issue has been in terms of trade-offs. As infection rates decrease, Governments can open up the economy more, but when the pandemic worsens, Governments impose safety measures that may slow down economic productivity.

16. Some politicians have been openly willing to let the elderly die to save the economy. That is not the sentiment of just one or two politicians.¹³ The death toll in vulnerable communities like the elderly continues to rise even though COVID-19 preventive measures are well known. That indicates an increasing willingness to sacrifice segments of society, such as workers, migrants, persons with disabilities, women, children and indigenous peoples, in order to maintain economic productivity.

17. The problem is not a matter of political mismanagement. Thinking in terms of trade-offs has analytical limitations. It pits health against livelihoods. It assumes that by focusing more on people's health, there is inevitably an economic cost (and vice versa). That way of thinking has been reactive and has not tackled the inherent inequities that are making the effects of the pandemic brutal and prolonged.

18. In order to develop a systemic response, it is important to understand the pandemic as a crisis of care.¹⁴ That framework provides a way of identifying priorities and tackling the problems underlying the pandemic's effects. If thinking in terms of trade-offs frames things as different compromises and sacrifices, thinking in terms of care frames the issue as a matter of sequencing and helps determine who should be protected first in order to make everyone better and stronger.

19. As people are getting sick and dying during the pandemic, people – mostly women – are having to work harder and longer to ensure everyone stays healthy and alive.

20. Centring care work aligns with a human rights-based approach because for too long and in too many places, those people who take care of others have often been the most marginalized and undervalued. States have deployed a range of measures to tackle the challenges posed by the pandemic, but there remains a lack of attention given to both paid

¹¹ Reuters, "Hundreds queue for food parcels in wealthy Geneva", *The Guardian*, 9 May 2020; Sharon Cohen, "Millions of hungry Americans turn to food banks for 1st time", AP News, 7 December 2020; and Jem Bartholomew, "The food bank paradox", *Prospect*, 7 December 2020.

¹² Shaun P. Hargreaves Heap and others, "Valuating health vs wealth: the effect of information and how this matters for COVID-19 policymaking", *VoxEU*, 6 June 2020; Martin McKee and David Stuckler, "If the world fails to protect the economy, COVID-19 will damage health not just now but also in the future", *Nature Medicine*, vol. 26 (9 April 2020); and Ukertor Gabriel Moti and Daniel Ter Goon, "Novel Coronavirus Disease: a delicate balancing act between health and the economy", *Pakistan Journal of Medical Sciences*, vol. 36 (May 2020).

¹³ Lois Beckett, "Older people would rather die than let Covid-19 harm US economy – Texas official", *The Guardian*, 24 March 2020; Olga Khazan, "A failure of empathy led to 200,000 deaths. It has deep roots", *The Atlantic*, 22 September 2020; and Imogen Foulkes, "Coronavirus: Swiss count cost of surge in deaths", BBC News, 18 December 2020.

¹⁴ Civil Society and Indigenous Peoples' Mechanism for relations with the Committee on World Food Security, "Gender, COVID-19 and food systems: impacts, community responses and feminist policy demands" (Women's Working Group, October 2020), "Youth demands for a radical transformation of our food system" (Youth Working Group, October 2020) and "Voices from the ground: from COVID-19 to radical transformation of our food systems" (Working Group on Global Food Governance, October 2020).

and unpaid care work. That has amplified the impact of the pandemic and perpetuated the cycle of inequality, with women bearing the brunt of the impact and economic shock.

21. Care is not just about attending directly to people's emotional and physical needs. It includes all activities that nourish and nurture, all the elements that are necessary for people's welfare and for them to flourish.¹⁵ Understood in that way, care captures a number of elements: the needs of individuals in vulnerable situations; the social capacity to care through institutions; and the needs of people who are care workers and are essential for humanity's well-being.

C. Coronavirus disease (COVID-19) and the right to food

22. Food is at the centre of the economy of care. Before anyone can go to work – before anyone can be productive in the market – they have to make sure they can make or get something good to eat. People's access to good food determines their ability to work. In turn, labourers', farmers', fishers' and pastoralists' ability to work determines whether any food is even available.¹⁶

23. A key way to ensure that all people have access to food is to provide social protection with an emphasis on marginalized communities.¹⁷ That includes measures such as implementing targeted programmes to protect the jobs, wages and benefits of all workers, including undocumented migrant workers; imposing a moratorium on evictions or mortgage bond foreclosures against people's homes during the pandemic; providing social relief and income-support programmes to ensure food and income security to all those in need; and taking specially tailored measures to protect the health and livelihoods of marginalized individuals and communities (E/C.12/2020/1, para. 15).

24. In terms of availability, thankfully, most countries have kept their borders open and trade in food has not been significantly disrupted by export bans or other trade restrictions.¹⁸ Nevertheless, only 10 to 12 per cent of all agricultural products are traded on the international market.¹⁹ One of the reasons for the hunger crisis is that domestic and international supply chains are being disrupted due to the inadequate care being taken of food workers in the fields, factories, markets and kitchens.

25. Food workers are part of the care economy and their work is essential for humanity's well-being. When food workers get sick, the world goes hungry.

26. Even though food workers are essential, all over the world they are being treated as if they were expendable. Workers, especially migrant workers, are often left without adequate personal protective equipment. They often work under precarious and unjust conditions, sometimes without hazard pay.²⁰ In fact, parts of the food system are also a public health hazard. For example, meatpacking plants around the world have fostered the pandemic, spreading the virus to nearby communities due to poor working conditions and environmental abuses.²¹

27. Furthermore, people's access to land determines both their access to food and the general availability of food to communities. People grow food, raise animals and hunt or fish for themselves; they also do so as food producers whose livelihood depends on their work. Many communities also depend on local food producers' work. The pandemic, however, is

¹⁵ The Care Collective, *The Care Manifesto: The Politics of Interdependence* (London, New York, Verso, 2020).

¹⁶ Tithi Bhattacharya, ed., *Social Reproduction Theory: Remapping Class, Recentering Oppression* (London, Pluto Press, 2017).

¹⁷ See www.ohchr.org/EN/Issues/Poverty/Pages/Covid19.aspx.

¹⁸ See www.wto.org/english/tratop_e/covid19_e/agric_report_e.pdf.

¹⁹ Sylvia Kay and others, "Connecting smallholders to markets: an analytical guide" (Civil Society Mechanism, 2016).

²⁰ See <https://spcommreports.ohchr.org/TMResultsBase/DownloadPublicCommunicationFile?gId=25356>.

²¹ Thin Lei Win, "'Elbow to elbow:' are working conditions in the global meat industry fostering pandemics?", Thomson Reuters Foundation, 12 June 2020.

threatening peasants, farmers and indigenous peoples' land tenure. Governments and companies, through new laws or coercion, are pushing through agribusiness, mining and infrastructure megaprojects on ancestral and farmlands.²² Those "land grabs" threaten people's livelihoods and access to food.

28. The Special Rapporteur has conducted a survey, held consultations, received reports and studied research into the range of measures that have proven to be effective in ensuring people's right to food is fulfilled during the pandemic. Below is an outline of preliminary suggestions and observations which the Special Rapporteur has received and which he will explore in more detail with stakeholders in preparing his future reports:

(a) Employers must provide workers in all parts of the food system with safe working conditions, such as personal protective equipment, distancing measures, clear health and safety guidelines, paid sick leave, adequate sleeping, eating and sanitary facilities and a quarantine shelter. Safe working conditions also include respecting the right of all workers to organize and to make all the arrangements necessary to care for their families during the crisis;

(b) States must provide workers with adequate social protection and actively enforce occupational safety laws and standards. All workers should be protected equally, regardless of their legal status, gender, age, disability or ethnicity;²³

(c) States should connect local food producers to people in need by supporting local markets and local procurement programmes for schools, hospitals, prisons and nursing homes;

(d) States should continue to ensure that trade in food and agriculture flows across borders;

(e) States must protect local farmers' and peasants' land tenure;²⁴

(f) States must ensure that food from public stocks is distributed fairly and transparently. States without such programmes should consider developing public food stocks sourced by local producers;

(g) States are encouraged to provide direct cash transfers when possible, since they are proving to be the most effective measure to prevent a hunger crisis.²⁵

29. In order for those measures to have a global impact, international coordination is required. Unfortunately, national and international responses to the pandemic have been inconsistent. The provision of relief is often not fulfilling people's right to adequate food.

30. Part of the problem has been that the pandemic and the measures to contain it have created a global economic recession. That has strained Governments' capacities to provide social protection for those most affected by the crisis. In April 2020, the Governments of the Group of 20 (with the endorsement of those of the Group of Seven) offered to freeze the debt service payments for 73 of the poorest countries in order to free up funds to address the fallout from the pandemic.²⁶ That initiative has faced challenges and has not yet been fully

²² Lorenzo Cotula, "Stopping land and policy grabs in the shadow of COVID-19", International Institute for Environment and Development, 1 June 2020.

²³ For more details, see International Union of Food, Agricultural, Hotel, Restaurant, Catering, Tobacco and Allied Workers' Associations, "COVID-19 information and resources" and ILO, "COVID-19 and the impact on agriculture and food security" and "COVID-19 and food retail", ILO Sectoral Brief, June 2020.

²⁴ See A/HRC/16/49; FAO, *Voluntary Guidelines on the Responsible Governance of Tenure of Land, Fisheries and Forests in the Context of National Food Security* (Rome, 2012); and International Planning Committee on Food Sovereignty, *People's Manual on the Guidelines on Governance of Land, Fisheries and Forests* (2016).

²⁵ Rodrigo Mussap, "Cash transfers offer respite to families during COVID-19", UNICEF, 30 September 2020; and www.wfp.org/cash-transfers.

²⁶ United Nations, "Debt and COVID-19: a global response in solidarity", 17 April 2020.

implemented, which is affecting the ability of the poorest countries to provide people with the social protection they need during the current crisis.²⁷

31. ILO is best positioned to address international labour law and policy. For example, the Labour Inspection (Agriculture) Convention, 1969 (No. 129), in conjunction with other relevant instruments, sets out a series of principles for the establishment, functioning and organization of the system of inspection in agriculture, including recruitment and the powers and obligations of labour inspectors. The Safety and Health in Agriculture Convention, 2001 (No. 184), and its accompanying Recommendation No. 192, set out principles for the formulation and implementation of a coherent national policy on safety and health in agriculture.

32. The Committee on World Food Security is the pre-eminent place to develop international food security policy and coordinate the work of Governments along with international organizations such as FAO, the World Food Programme (WFP) and IFAD. On 23 November 2020, in his capacity as a member of the Committee on World Food Security Advisory Committee, the Special Rapporteur called upon the Committee to form an alliance with ILO and work together to lift the world out of the hunger crisis.

33. The Committee on World Food Security and ILO complement each other, since they both make space for collective organizing and reflect a human rights-based approach to governance. A human rights-based approach does not just mean protecting vulnerable people; it means placing people at the centre of policy responses, ensuring that their demands are heard and addressed by Governments, and empowering them as much as possible to determine their own future.

34. ILO has a unique tripartite structure in which States, unions and employers each have a seat at the table. The Committee on World Food Security is the most inclusive intergovernmental institution addressing global food policy, granting a seat at the table to civil society organizations, indigenous peoples, business interests, philanthropic organizations, research centres and other international organizations. Through the Civil Society and Indigenous Peoples' Mechanism for relations with the Committee on World Food Security, social movements, indigenous peoples, labour unions and advocacy organizations organize themselves autonomously and work together to contribute to the Committee on World Food Security policy instruments. If the Committee and ILO work together, there is hope.

III. Food systems and global governance

A. Framing the issue

35. One of the most pressing issues arising from the current political economy and food system is the fact that agriculture accounts for approximately one third of human greenhouse gas emissions, including more than 40 per cent of methane.²⁸ The food system must therefore be part of the plan to tackle climate change.

36. The issue partly stems from the broader political economic context of the current food system. The current world food system is based on an industrial model of inputs and outputs,

²⁷ Committee on World Food Security, High Level Panel of Experts on Food Security and Nutrition, "Impacts of COVID-19 on food security and nutrition: developing effective policy responses to address the hunger and malnutrition pandemic", September 2020.

²⁸ Pete Smith and others, "Agriculture", in Intergovernmental Panel on Climate Change, *Climate Change 2007: Mitigation. Contribution of Working Group III to the Fourth Assessment Report of the Intergovernmental Panel on Climate Change*, Bert Metz and others, eds. (Cambridge University Press, 2007).

a financial system rife with instability, an understanding of nature based on domination and extraction, and a commitment to endless economic growth.²⁹

37. The Special Rapporteur will therefore monitor developments in the global governance of food in terms of the right to food and international political economy.

B. Food Systems Summit 2021 and human rights

1. Taking stock of the Summit preparations

38. In October 2019, the Secretary-General of the United Nations called for a Food Systems Summit, which is scheduled to be held in late 2021 in New York. He appointed Agnes Kalibata as Special Envoy for the Summit. The goal is to host an event that will push the world to transform food systems in order to reach all 17 of the Sustainable Development Goals, with particular emphasis on eliminating hunger and malnutrition. The Secretary-General called it a “People’s Summit” and a “Solutions Summit”.³⁰ The plan is for States, United Nations entities, civil society and businesses to come together to develop ideas about how to transform the world’s food systems.

39. Since the present report is being written and presented in the midst of the preparations for that important Summit, the Special Rapporteur takes the opportunity to take stock of the process to date. He will present his final assessment of the role of human rights in the Food Systems Summit preparations and provide an analytical framework on food systems and human rights in his forthcoming report to the General Assembly, right before the Summit itself.

40. In sum, human rights were initially excluded from the Summit preparations, and have now been included, but remain on the margins. The Special Rapporteur will continue to monitor the process and actively engage with the Summit leadership, encouraging everyone to ensure that human rights play a central role in the ongoing preparations and final event.

41. At the outset, over 500 farmer-led social movements, food worker unions and human rights activists raised their concern that the nature of the call of the Secretary-General of the United Nations reflected an attempt by business interests to take over global food politics.³¹

42. Early Summit preparation material reflected the language and framework of the World Economic Forum project to transform the food system,³² which also aligned with the strategic partnership of the Deputy Secretary-General of the United Nations with the World Economic Forum.³³

43. Indeed, in the first year of Summit preparations, there was no mention of human rights. That was inconsistent with “The highest aspiration: a call to action for human rights”, which the Secretary-General presented to the Human Rights Council in February 2020. He called on all countries to “put human rights principles and mechanisms front and centre in implementation of the Sustainable Development Goals – including by creating wide avenues for civil society participation”.³⁴

²⁹ Kate Miles, *The Origins of International Investment Law: Empire, Environment and the Safeguarding of Capital* (Cambridge, Cambridge University Press, 2013); Jennifer Clapp, “The rise of financial investment and common ownership in global agrifood firms”, *Review of International Political Economy*, vol. 26, No. 4 (2019); and Anna Chadwick, *Law and the Political Economy of Hunger* (Oxford, Oxford University Press, 2019).

³⁰ United Nations, “Secretary-General announces special summit to tackle world hunger, create sustainable, inclusive supply chain, in message for World Food Week”, 12 October 2020.

³¹ See www.oaklandinstitute.org/revoke-agra-agnes-kalibata-special-envoy-2021-un-food-systems-summit; www.foodsovereignty.org/wp-content/uploads/2020/02/EN_Edited_draft-letter-UN-food-systems-summit_070220-4.pdf; and <https://foodtank.com/news/2020/03/2021-food-systems-summit-started-on-wrong-foot-it-could-still-be-transformational/>.

³² See www.weforum.org/projects/strengthening-global-food-systems.

³³ See <https://weforum.ent.box.com/s/rdlgipawkjxi2vdaidw8npbtyach2qbt>.

³⁴ See

[www.unog.ch/unog/website/news_media.nsf/\(httpNewsByYear_en\)/5E6F57F2B4F04DC8C1258518](http://www.unog.ch/unog/website/news_media.nsf/(httpNewsByYear_en)/5E6F57F2B4F04DC8C1258518)

44. All of that was especially problematic because ever since the 2008 food crisis, there remains a concern that if one depends on financiers, businesses and entrepreneurs to dominate food systems, that will lead to more instability. The business sector has been part of the problem of food systems and has not been held accountable. Therefore, allowing the business sector to dominate the Food Systems Summit endangers the future of food systems and people's ability to fully realize their human rights.

45. Turning to the Food Systems Summit itself, the secretariat has created a structure that includes the following components:³⁵ an Advisory Committee; a Scientific Group; a United Nations Task Force, chaired by the United Nations Environment Programme; five Action Tracks on access, consumption, production, equitable livelihoods and resilience; and Food Systems Summit Dialogues.³⁶

46. The Summit secretariat recently formed an informal integrating team to ensure that the Summit will be cohesive. The team includes leadership from all the components listed above, as well as individuals who were invited as independent advisers and others who were made "custodians of levers of change" in areas such as gender, finance and innovation. The Special Rapporteur was invited to be part of the integrating team as a "custodian of human rights and law".

47. The Food Systems Summit secretariat has not yet made human rights a core aspect of the planning process. While the secretariat has recently invited more people who are committed to a human rights-based approach to participate in the preparation of the Summit, they remain in the minority and are mostly on the margins of the process.

48. Due to the ongoing marginalization of human rights during the preparation of the Summit, the Civil Society and Indigenous Peoples' Mechanism for relations with the Committee on World Food Security finally decided to challenge the Summit. The organizations participating in that Mechanism comprise 300 million affiliated members from all continents. In mid-October 2020, the Mechanism put out an open call to other movements, networks and organizations that are either directly concerned with food in the broadest sense or are engaged in interrelated domains, to join them and fight for human rights, food sovereignty and agroecology against the Food Systems Summit.³⁷

49. The Special Rapporteur has shared several of his own concerns going into the Summit based on his consultations with Food Systems Summit leadership, States, civil society and the private sector, and stemming from his participation in the Summit integrating team. He has communicated his concerns and proposed solutions in person and in a public letter to the Special Envoy for the 2021 Food Systems Summit, concomitant to the submission of the present report. The present report also provides an introduction to his vision and workplan on food systems beyond the Summit itself.

50. The Special Rapporteur's overarching concern is that the Summit still appears to be heavily skewed in favour of one type of approach to food systems, namely market-based solutions.

51. The human rights-based approach to food systems puts people before profits, ensuring that markets serve social needs, obligating States to provide people with adequate social protection. The challenge is not just about eliminating hunger and malnutrition. There is a duty to all human beings and future generations to change food systems in a way that ensures that everyone on the planet lives with dignity. From a human rights perspective, there will be no real solutions if the focus is on science and technology, money and markets, without also addressing fundamental questions of inequality, accountability and governance.

0034FD14?OpenDocument. See also www.un.org/sg/sites/www.un.org.sg/files/atoms/files/The_Highest_Aspiration_A_Call_To_Action_For_Human_Right_English.pdf.

³⁵ There are also elements focused on promotion and communications, such as the Champions Network. See www.un.org/en/food-systems-summit/champions-network.

³⁶ For more details, see www.un.org/en/food-systems-summit.

³⁷ See www.csm4cfs.org/open-call-civil-society-indigenous-peoples-engagement-respond-un-food-systems-summit/.

2. What is at stake: knowledge and investment

52. The four main expected outcomes of the Summit are: to generate progress towards the 2030 Agenda for Sustainable Development; to raise awareness and elevate public discussion about how reforming the current food system can help achieve the Sustainable Development Goals by implementing reforms that are good for people and the planet; to develop principles to guide Governments and other stakeholders looking to leverage their food systems to support the Sustainable Development Goals; and to create a system of follow-up and review.³⁸

53. In terms of food systems, the Summit represents a global response to the industrial model of agriculture, which relied on high-input, intensive agricultural systems, dominated by large-scale specialized farms, often depending heavily on fossil fuels and purchased, non-renewable and synthetic inputs.

54. During his mandate, the Special Rapporteur intends to focus on the various alternative approaches to food systems that will be discussed in the context of the Summit, with a view to analysing them from the perspective of the right to food.

55. Even though the title of the Food Systems Summit appears to suggest that multiple food systems should find a way to coexist, at the current time, the preparations for the Summit are prioritizing one type of knowledge, namely experimental science, and one type of policy, namely sustainable intensive agriculture, also known as the new green revolution.³⁹

56. Sustainable intensification in many ways tries to better align with ecological goals such as soil health and increased biodiversity. Nevertheless, its methods are more a reform of industrial agriculture than a transformation of a food system.⁴⁰ Both sustainable intensification and industrial intensification rely on capital-intensive processes and technologies, thus reflecting the status quo of the current political economy of the food system. Both frame the problem primarily in terms of production, farm size and scale of operation. Both rely on a theory of knowledge in which, for the most part, scientists and experts deliver knowledge to farmers.

57. Agroecology represents a different approach and is currently absent from the Summit preparations. Agroecology starts with the question of power dynamics and frames the problem as an issue relating to access to knowledge, resources and control over the food system as underlying causes of food insecurity and malnutrition.⁴¹

58. Agroecology is a scientific discipline that includes experimental knowledge with a focus on the ecology of agricultural environments. Its primary goal is to mimic ecological processes and biological interactions as much as possible in order to design production methods based on “assembling crops, animals, trees, soils and other factors in spatial/temporal diversified schemes”, allowing farms to generate their own soil fertility, crop protection and productivity.⁴² As an agricultural practice, agroecology is labour intensive and encompasses a range of production techniques derived from local experience and expertise that draws on immediately available resources. Thus, it also relies heavily on experiential knowledge, more commonly described as traditional knowledge.

59. As a social movement, producer-based agroecology acts as an important driver for strengthening social cohesion through the gradual reduction in social inequalities, promotion of local governance, sovereignty and empowerment of local communities. While sustainable intensive agriculture recognizes the importance of responding to the social and ecological

³⁸ See www.un.org/en/food-systems-summit/about.

³⁹ Conclusion stemming from the Special Rapporteur’s understanding of the Summit “Scientific Group” and the current work of the Action Tracks.

⁴⁰ Thomas W. Kuyper and Paul C. Struik, “Epilogue: global food security, rhetoric, and the sustainable intensification debate”, *Current Opinion in Environmental Sustainability*, vol. 8 (October 2014); and Jacqueline Loos and others, “Putting meaning back into ‘sustainable intensification’”, *Frontiers in Ecology and the Environment*, vol. 12, No. 6 (August 2014).

⁴¹ Loos, “Putting meaning back into ‘sustainable intensification’”.

⁴² Miguel A. Altieri, “Agroecology: the science of natural resource management for poor farmers in marginal environments”, *Agriculture, Ecosystems and Environment*, vol. 93, Nos. 1–3 (December 2002).

dimensions of food production,⁴³ the precondition of agroecology is that food producers enjoy secure access to biodiverse land and natural resources.

60. Not only does the Summit not include any space for agroecology, it leaves out experiential/traditional knowledge, which has the acute effect of excluding indigenous peoples and their knowledge. As the Secretary-General recently noted:

Indigenous peoples make up less than 6 per cent of the world's population yet are stewards of 80 per cent of the world's biodiversity on land. Already, we know that nature managed by indigenous peoples is declining less rapidly than elsewhere. With indigenous peoples living on land that is among the most vulnerable to climate change and environmental degradation, it is time to heed their voices, reward their knowledge and respect their rights.⁴⁴

61. The Special Rapporteur welcomes the fact that the Food Systems Summit leadership has met with representatives from the Permanent Forum on Indigenous Issues and that there is some indigenous representation in the Summit preparation process. He will continue to closely monitor what role indigenous knowledge, and experiential/traditional knowledge more broadly, will play at the Summit.

62. Experiential/traditional knowledge and agroecology are core elements of international food policy today, as is reflected in the commitment of FAO to developing and promoting agroecology.⁴⁵ At the World Intellectual Property Organization (WIPO), negotiations are currently taking place on an international legal instrument on genetic resources through the Intergovernmental Committee on Intellectual Property and Genetic Resources, Traditional Knowledge and Folklore.⁴⁶ Since at least 2011, the right to food has been firmly linked to agroecology, including in the Special Rapporteur's report at that time (A/HRC/16/49). The Committee on World Food Security is currently in the midst of negotiating "policy recommendations on agroecological and other innovative approaches" and a number of countries are looking to transform their food systems through agroecological methods.

63. A recent ground-breaking study by the Ceres2030 research collective indicates that a global consensus is growing around experiential/traditional knowledge and agroecology as principal ways to tackle hunger and climate change.⁴⁷

64. Ceres2030 researchers spent three years using complex models and artificial intelligence to "capture the dynamic effects of investments made to end hunger".⁴⁸ The primary findings have clarified what is at stake at the Food Systems Summit and what is needed to end hunger: donor Governments must spend an additional \$14 billion a year on average until 2030 to end hunger, double the incomes of 545 million small-scale farmers and limit agricultural emissions in line with the Paris Agreement on climate change. That would mean roughly doubling the amount of aid allocated to food security and nutrition each year, and would also need to be accompanied by an additional \$19 billion a year from the budgets of low- and middle-income countries.⁴⁹

65. That immediately raises the question of what that money should be spent on. After reviewing more than 100,000 articles in agricultural research, using a diverse set of issues in their evaluation, the Ceres2030 team identified all articles capable of contributing to their scientific assessment of what is needed to tackle hunger. What troubled the Ceres2030 team

⁴³ H. Charles J. Godfray and others, "Food security: the challenge of feeding 9 billion people", *Science*, vol. 327, No. 5967 (12 February 2010).

⁴⁴ Secretary-General, "The State of the Planet", World Leaders Forum, Columbia University, New York, 2 December 2020.

⁴⁵ See www.fao.org/agroecology/home/en/.

⁴⁶ See www.wipo.int/tk/en/igc/.

⁴⁷ Ceres2030 is a partnership between the College of Agriculture and Life Sciences at Cornell University, the International Institute for Sustainable Development and the International Food Policy Research Institute, built on a common vision: a world without hunger, where small-scale producers enjoy greater agricultural incomes and productivity, in a way that supports sustainable food systems. Their conclusions do not explicitly frame their results in terms of agroecology.

⁴⁸ <https://ceres2030.org/our-story/>.

⁴⁹ https://ceres2030.org/shorthand_story/donors-must-double-aid-to-end-hunger-and-spend-it-wisely/.

and surprised the scientific research community⁵⁰ was that only around 2 per cent of published agricultural research provides original and high-quality data that can offer solutions for small-scale producers.⁵¹

66. From that 2 per cent, the Ceres2030 researchers provided an outline of what type of research is needed. They found that smallholders are more likely to adopt new approaches when supported by extension services; localized education matters. They also found that farmers' incomes increase when they belong to cooperatives, self-help groups and other autonomous organizations that share networks and resources, networks built on experiential/traditional knowledge that are part of what others describe as solidarity economics.⁵² Moreover, they found that informal markets work; farmers prosper when they can sell their produce informally to small- and medium-sized firms. Those are markets based on trust, which some have described as territorially embedded in long-standing social relationships.⁵³

67. That type of research, geared towards smallholders' localized education, solidarity economics, informal markets and experiential/traditional knowledge, is central to agroecology.⁵⁴

68. Only a handful of donors such as France, Germany, Switzerland, FAO and IFAD have explicitly recognized agroecology as a key solution for building sustainable food systems. Public investment in agroecological approaches has been severely limited, estimated at between 1 and 1.5 per cent of total agricultural and aid budgets. Most private and public investments in agricultural research over the last 50 years were primarily based on green revolution technologies such as agrochemicals, mechanization and genetics. Moreover, the majority of teaching and research institutions and extension services have been devoted to isolated industrial solutions to problems, although there is now a growing number of education programmes that take more systemic and holistic approaches, as well as experiential learning.⁵⁵ Some countries such as Bolivia (Plurinational State of), Kenya, Mexico and Senegal continue to devote more resources to agroecological approaches at a national scale. There are also ongoing plans that organize⁵⁶ and funds that enhance⁵⁷ investment in agroecology.

69. Within the scope of his mandate, the Special Rapporteur will continue to look into technology, experiential/traditional knowledge and indigenous rights at the Food Systems Summit and in other international forums, through his participation as a member of the integrating team towards the Summit and at various events leading up to the Summit itself.

⁵⁰ "Feast and Famine in Agricultural Research", *Nature Plants*, vol. 6, No. 10 (October 2020); and "Ending hunger: science must stop neglecting smallholder farmers", *Nature*, vol. 586 (12 October 2020).

⁵¹ Jaron Porciello and others, "Accelerating evidence-informed decision-making for the Sustainable Development Goals using machine learning", *Nature Machine Intelligence*, vol. 2, No. 10 (October 2020).

⁵² Peter Utting, *Public policies for social and solidarity economy: Assessing progress in seven countries* (Geneva, ILO, 2017); and Yvon Poirier, Françoise Wautiez and Béatrice Alain, "Legislation and public policies in support of Social Solidarity Economy (SSE): first steps and elements of a practical guide" (January 2018).

⁵³ Kay and others, "Connecting smallholders to markets".

⁵⁴ FAO, "The 10 elements of agroecology: guiding the transition to sustainable food and agricultural systems" (Rome, FAO, 2018).

⁵⁵ High Level Panel of Experts on Food Security and Nutrition, "Agroecological and other innovative approaches for sustainable agriculture and food systems that enhance food security and nutrition", July 2019.

⁵⁶ Biovision Foundation for Ecological Development and International Panel of Experts on Sustainable Food Systems, "Money Flows: What is holding back investment in agroecological research for Africa?" (2020).

⁵⁷ See www.agroecologyfund.org.

C. Food systems and the right to food

70. The Food Systems Summit represents a consensus on a number of issues: an awareness that climate change is the biggest threat to our food systems; a recognition that global value chains for food are too long; a commitment to science-based policy solutions; and a recognition that all aspects of government and society should be paying attention to transforming food systems.

71. Even though the Summit secretariat and leadership are focused on solutions, they have not articulated how they are framing the problem. That leaves Summit organizers and participants no common language or framework to dialogue and debate. It is difficult to discuss solutions when there is no common understanding of the problem.

72. A food systems approach provides a powerful analysis of the global governance of food because it looks at all aspects of how food is produced, distributed and consumed across all sectors. It does not focus only on agricultural production or one particular part of a supply chain. How you conceptualize a food system, however, depends on what question you are asking.

73. The main point is that when researchers describe a food system, they rely on a model that has its own definition of what components make up a food system, scale of analysis and understanding of what is internal and external to the system.⁵⁸ Like all models, a food system analysis is designed to serve a particular research question.⁵⁹

74. A food systems analysis, however, might provide a snapshot of how things work and maybe a prescription of what needs to change, but it does not clearly indicate how systems change. Only recently have researchers started to account for people's ability to change the system in order to improve their own individual and social well-being.⁶⁰ That understanding of agency captures the dynamism of food systems and complexity of how food is made, shared and eaten. Agency is also central to a human rights-based approach, since human rights put power into the hands of all people.

75. One of the Summit's planned outcomes is to develop principles to guide Governments looking to leverage their food systems to support the Sustainable Development Goals and create a system of follow-up and review. Therefore, the Special Rapporteur is particularly interested in understanding what the role of States and international organizations will be at the Summit. His primary concern is whether they will have an opportunity to identify and articulate which mode of governance will enable the transformations of the world's food systems. Without a clear normative order in mind, it is difficult to imagine transforming the food systems. A challenge to bear in mind is that the current international economic legal order is in a moment of profound change.⁶¹

⁵⁸ See www.fao.org/3/CA2797EN/ca2797en.pdf; and <https://foodsystemsdashboard.org/about-food-system>.

⁵⁹ D.M. Tendall and others, "Food system resilience: defining the concept", *Global Food Security*, vol. 6 (October 2015); and High Level Panel of Experts on Food Security and Nutrition, "Nutrition and food systems", September 2017.

⁶⁰ High Level Panel of Experts on Food Security and Nutrition, "Food security and nutrition: building a global narrative towards 2030", 2020.

⁶¹ See A/75/219; Donatella Alessandrini, *Developing Countries and the Multilateral Trade Regime: The Failure and Promise of the WTO's Development Mission* (Oxford and Portland, Oregon, Hart Publishing, 2010); Clair Gammage, *North-South Regional Trade Agreements as Legal Regimes: A Critical Assessment of the EU-SADC Economic Partnership Agreement* (Cheltenham and Northampton, Massachusetts, Edward Elgar Publishing, 2017); Nicolás M. Perrone and David Schneiderman, "International economic law's wreckage: depoliticization, inequality, precarity", in *Research Handbook on Critical Legal Theory*, Emiliós Christodoulidis, Ruth Dukes and Marco Goldoni, eds., (Cheltenham and Northampton, Massachusetts, Edward Elgar Publishing, 2019); Michael Fakhri, "A history of food security and agriculture in international trade law, 1945–2017", in *New Voices and New Perspectives in International Economic Law*, John D. Haskell and Akbar Rasulov, eds. (Springer Nature Switzerland, Cham, 2020); and Lorenzo Cotula, "(Dis)integration in global resource governance: extractivism, human rights, and investment treaties", *Journal of International Economic Law*, vol. 23, No. 2 (June 2020).

76. Regardless of the Summit's trajectory and outcome, the Special Rapporteur is committed to examining food systems for the duration of his mandate. In order to provide a long-term benefit for policymakers and members of civil society organizations, his work will be based on a legal framework, grounded in international political economy and undertaken from a human rights perspective.⁶²

IV. Seeds and farmers' rights

A. Political economy of seeds

77. In December 2018, the General Assembly adopted the United Nations Declaration on the Rights of Peasants and Other People Working in Rural Areas, in which it recognized the right to seeds of peasants and other people working in rural areas and the right to maintain, control, protect and develop their own seeds and traditional knowledge. It also indicated that States should take measures to respect, protect and fulfil the right to seeds of peasants and other people working in rural areas.

78. To control seeds is to control life itself. Seeds are a fundamental element of the world's food systems.⁶³ The proprietary seed industry is intimately linked to the world's largest agrochemical corporations. For a while, many people referred to the "Big Six": Syngenta (Switzerland), Bayer (Germany), BASF (Germany), DuPont (United States of America), Monsanto (United States of America) and Dow (United States of America). Those companies controlled 60 per cent of the global seed market and 75 per cent of the global pesticides market.⁶⁴

79. Mergers and acquisitions in the seed industry continue, and recently the Big Six agrochemical/seed firms have combined into a Big Four:⁶⁵ Dow and DuPont merged in a deal valued at \$130 billion, and then divided into three companies, including an agriculture-focused firm called Corteva; Chemchina acquired Syngenta for \$43 billion; Bayer acquired Monsanto for \$63 billion; and Bayer's seed divisions (including the Stoneville, Nunhems, FiberMax, Credeenz and InVigor brands) were sold to BASF for \$7 billion to satisfy antitrust regulators.

80. Such market concentration means that a small number of companies can significantly influence the price of seeds. Any increase in seeds prices will increase the cost of farming, making it harder for farmers to turn a profit. A potentially higher input cost to farmers can also cause consumer prices to increase, which can in turn threaten both food producers' livelihoods and people's access to food more broadly. The Big Four also produce most of the agrochemicals associated with genetically modified seeds. Those agrochemicals reduce

⁶² See A/75/219; Harriet Friedmann, "International regimes of food and agriculture since 1870", in *Peasants and Peasant Societies*, Teodor Shanin, ed., 2nd ed., (Oxford, Basil Blackwell, 1987); Harriet Friedmann, "The political economy of food: a global crisis", *New Left Review*, vol. 197 (Jan./Feb. 1993); Philip McMichael, ed., *Food and Agrarian Orders in the World-Economy* (Westport, Connecticut, Praeger Publishers, 1995); Raj Patel, *Stuffed and Starved: The Hidden Battle for the World Food System*, revised, expanded ed. (New York, Melville House, 2012); Michael Fakhri, *Sugar and the Making of International Trade Law* (Cambridge, Cambridge University Press, 2014); Amy J. Cohen, "The law and political economy of contemporary food: some reflections on the local and the small", *Law and Contemporary Problems*, vol. 78 (2015); Chadwick, *Law and the Political Economy of Hunger*; and Adelle Blackett, "On social regionalism in transnational labour law", *International Labour Review*, vol. 159, No. 4 (2020).

⁶³ Lucile H. Brockway, "Science and colonial expansion: the role of the British Royal Botanic Gardens", *American Ethnologist*, vol. 6, No. 3 (1979); and Clare O'Grady Walshe, *Globalisation and Seed Sovereignty in Sub-Saharan Africa* (Palgrave Macmillan, 2019).

⁶⁴ International Panel of Experts on Sustainable Food Systems, "Too big to feed: exploring the impacts of mega-mergers, consolidation and concentration of power in the agri-food sector", October 2017.

⁶⁵ Philip H. Howard, "Global seed industry changes since 2013", 31 December 2018.

biodiversity, which lowers agricultural resilience, making farms more vulnerable to climate change shocks.⁶⁶

B. Farmers' rights in international law

81. People's access to seeds determines their ability to grow their own food and earn a living. As indicated in the United Nations Declaration on the Rights of Peasants and Other People Working in Rural Areas, farmers' access to seeds is a human right.

82. It should be highlighted that article 9 of the International Treaty on Plant Genetic Resources for Food and Agriculture provides that the contracting parties recognize the enormous contribution that the local and indigenous communities and farmers of all regions of the world, particularly those in the centres of origin and crop diversity, have made and will continue to make for the conservation and development of plant genetic resources which constitute the basis of food and agriculture production throughout the world.

83. The Treaty requires the contracting parties to take measures to protect and promote farmers' rights, including: protection of traditional knowledge relevant to plant genetic resources for food and agriculture; the right to equitably participate in sharing benefits arising from the utilization of plant genetic resources for food and agriculture; the right to participate in making decisions, at the national level, on matters related to the conservation and sustainable use of plant genetic resources for food and agriculture; and the right to save, use, exchange and sell farm-saved seed/propagating material, subject to national law and as appropriate.

84. It is clear in the Treaty that farmers' rights ultimately rest with national Governments and are subject to national legislation. Those rights emphasize resource sharing and biodiversity. Farmers are treated as political participants in the whole process and not just commercial actors.

85. However, farmers' rights still need to be articulated in greater detail. That is where the Special Rapporteur sees a specific interest. More broadly, farmers' rights, although grounded in the International Treaty on Plant Genetic Resources for Food and Agriculture, are also spread across a network of treaties and legal instruments.⁶⁷ What remains unclear is how all those treaties and instruments connect in a way that provides a coherent definition of farmers' rights consistent with a human rights understanding. Meanwhile, the secretariat of the International Treaty on Plant Genetic Resources for Food and Agriculture has formed an Ad Hoc Technical Expert Group on Farmers' Rights, which is creating an inventory of national legislation implementing article 9 of the Treaty.

86. Many States are signatories to that Treaty, but also to the WTO Agreement on Trade-Related Aspects of Intellectual Property Rights (TRIPS) and the International Convention for the Protection of New Varieties of Plants. Therefore, when developing and implementing national legislation on farmer's rights, States are legally obliged to link and coordinate their approach with all the relevant treaties.⁶⁸ There can, however, be discord among all the treaties.

⁶⁶ Philip H. Howard, *Concentration and Power in the Food System: Who Controls What We Eat?* (Bloomsbury Academic, 2016); and Jennifer Clapp and Joseph Purugganan, "Contextualizing corporate control in the agrifood and extractive sectors", *Globalizations*, vol. 17, No. 7 (2020).

⁶⁷ That includes the Nagoya Protocol on Access to Genetic Resources and the Fair and Equitable Sharing of Benefits Arising from their Utilization to the Convention on Biological Diversity (2010); the United Nations Declaration on the Rights of Indigenous Peoples; the United Nations Declaration on the Rights of Peasants and Other People Working in Rural Areas; the African Model Legislation for the Protection of the Rights of Local Communities, Farmers and Breeders, and for the Regulation of Access to Biological Resources; and the work of the WIPO Intergovernmental Committee on Intellectual Property and Genetic Resources, Traditional Knowledge and Folklore.

⁶⁸ Titilayo Adebola, "Access and benefit sharing, farmers' rights and plant breeders' rights: reflections on the African Model Law", *Queen Mary Journal of Intellectual Property*, vol. 9, No. 1 (2019); and Titilayo Adebola, "Examining plant variety protection in Nigeria: realities, obligations and prospects", *The Journal of World Intellectual Property*, vol. 22, Nos. 1–2 (2019).

87. Farmers' rights are somewhat ambiguous in the TRIPS Agreement. Article 27.3 (b) obliges all WTO members to protect plant varieties by patents or by an effective *sui generis* system or by any combination thereof. However, the Agreement does not define *sui generis*. Consequently, WTO members have theoretical latitude when designing their domestic intellectual property rights regimes. The Agreement also includes a provision for review within four years of the entry into force of TRIPS, but that has never been implemented. One of the issues of particular interest to the Special Rapporteur is to understand the interplay and potential overlap between national farmers' rights regimes based on the International Treaty on Plant Genetic Resources for Food and Agriculture and the undefined TRIPS understanding of a *sui generis* intellectual property rights regime, and what that would mean from the perspective of the right to food.

88. Farmers' rights are also addressed in the International Convention for the Protection of New Varieties of Plants. That Convention offers contracting parties the option of allowing farmers to save, reuse, exchange and sell farm-saved seeds. Most signatory countries have included that option in their domestic legislation. However, that allowance must be mitigated against the reference in article 15 (2) to the "safeguarding of the legitimate interests of the breeder".

89. The International Convention for the Protection of New Varieties of Plants will protect a person's rights only if the variety of plant in question is novel, distinct, uniform and stable. That approach does not prioritize and incentivize practices that are committed to enhancing biodiversity. Instead, it is about creating unique, singular varieties – usually entirely designed to be as productive as possible or to create a new product to distinguish the producer from market competitors. The logic is primarily industrial or commercial and has contributed to the global concentration of power over seeds and plants by a relatively small number of companies.

90. One key component of what is at stake are the so-called landrace varieties, which are usually cultivated by peasant and indigenous farmers, and often by women. They are local varieties of a domesticated plant species that has developed largely to adapt to the natural and cultural environment in which it lives. It differs from a plant that has been selectively bred and cultivated to conform to a particular standard of characteristics. The relatively high level of genetic variation of landraces is one of the advantages that they can have over commercial varieties. Although individual plant yield may not be as high, the stability of landraces in the face of adverse conditions is typically high. As a result, new pests or diseases may affect some, but not all, individuals in the population. That means farmers can ensure productivity through ecological stability and resilience, and high productivity per plot of land. As it stands today, the articulation of farmers' rights in the International Treaty on Plant Genetic Resources for Food and Agriculture encourages the development of landrace varieties, whereas the International Convention for the Protection of New Varieties of Plants makes such development significantly harder.

91. The Special Rapporteur will follow the work of the Ad Hoc Technical Expert Group on Farmers' Rights; provide an analysis of the state of global seed sharing through the market and public institutions such as seed/gene banks; and will outline a definition of farmers' rights that is sensitive to the commercial needs of smallholders, attentive to gender (since most seed savers are women) and ensures that peoples' human rights are fulfilled, despite the current normative ambiguity.

V. Right to food in armed conflict and protracted crises

92. The destruction of millions of lives and serious violations of international humanitarian and human rights law are common in many armed conflicts. Even though food is a main source of nourishment, hunger and famine are increasingly being used by States and others as a weapon to harm and kill people.

93. Hunger and famine are not only used as a weapon in armed conflict, but they are also used to create protracted crises and punish civilians. The Special Rapporteur has received reports on how States use unilateral measures, such as economic embargoes, that lead to acute shortages of food or famine. Refugees and minorities in camps struggle to gain access to

adequate and culturally appropriate food. Indigenous peoples' food practices are disrupted, as States and companies deny them access to their lands and waterways, to such a degree that sometimes their very existence and right to self-determination are being threatened. That has deepened the link between food and armed conflicts and protracted crises, at times reaching the level of a crime against humanity or genocide.⁶⁹

94. International human rights law and international humanitarian law share the goal of preserving the dignity and humanity of all. Over the years, the General Assembly and the Human Rights Council have considered that parties to the armed conflict have legally binding obligations concerning the rights of persons affected by the conflict. Although different in scope, international human rights law and international humanitarian law offer a series of protections to persons in armed conflict, whether civilians, persons who are no longer participating directly in hostilities or active participants in the conflict. International and regional courts, as well as United Nations entities, treaty bodies and human rights special procedures, have recognized that both bodies of law apply to situations of armed conflict and provide complementary and mutually reinforcing protection.⁷⁰

95. There are a number of relatively new instruments that attempt to address the issue of food insecurity in armed conflict and protracted crises. In 2015, the Committee on World Food Security endorsed the Framework for Action for Food Security and Nutrition in Protracted Crises.⁷¹ Article 8 (2) (b) (xxv) of the Rome Statute of the International Criminal Court (2002) criminalized intentionally using starvation of civilians as a method of warfare, but only in armed conflicts that are international. Most instances of starvation occurring today, however, are in the context of non-international armed conflicts. In 2018, Switzerland, with the support of the Netherlands, proposed an amendment to the Rome Statute to include starvation within the list of war crimes capable of being committed in non-international armed conflicts. The amendment was adopted by the States parties, but to date it has only been ratified or accepted by Andorra, the Netherlands and New Zealand.⁷² Also in 2018, the Security Council unanimously passed its resolution 2417 (2018), in which it underlined that "using starvation of civilians as a method of warfare may constitute a war crime" and urged States to take action against those responsible, with a view to reinforcing preventive measures, ensuring accountability and addressing the grievances of victims.

96. It is unclear whether international humanitarian law and international criminal law are enough to tackle the root causes of violations of the right to food during times of war, armed conflict and protracted crises. There is also the business of conflict, hunger and famine. Often, war is the "shooting phase of a commercial struggle",⁷³ meaning that armed conflicts and protracted crises are best understood by taking note of and following who is profiting commercially and financially from the conflict. As is currently being debated at WTO, that also includes looking into how food aid and humanitarian relief pose the risk of disrupting local markets.⁷⁴

97. The Special Rapporteur will investigate the power of international humanitarian law and international criminal law to prevent hunger, famine and malnutrition. He will also look to international commercial law to better understand the root causes of war, armed conflict, protracted crises and how food is turned into a weapon. To date, research on human rights law, international humanitarian law, international criminal law and commercial law remain separate professional and academic fields. The Special Rapporteur will work closely with

⁶⁹ Catriona Murdoch and Wayne Jordash, "Clarifying the contours of the crime of starvation", 27 June 2019, *EJIL:Talk!*.

⁷⁰ *International Legal Protection of Human Rights in Armed Conflict* (United Nations publication, 2011).

⁷¹ See www.fao.org/cfs/home/activities/ffa/en/.

⁷² See https://treaties.un.org/Pages/ViewDetails.aspx?src=TREATY&mtdsg_no=XVIII-10-g&chapter=18&clang=_en. See also Salvatore Zappalà, "Conflict related hunger, 'starvation crimes' and UN Security Council Resolution 2417 (2018)", *Journal of International Criminal Justice*, vol. 17, No. 4 (September 2019).

⁷³ Alfred Bester, *The Stars My Destination* (Vintage Books, 1956), p. 124. See also James Thuo Gathii, *War, Commerce, and International Law* (Oxford, Oxford University Press, 2010).

⁷⁴ See <http://sdg.iisd.org/commentary/policy-briefs/wto-members-mull-easing-restrictions-on-humanitarian-food-aid/>.

and consult stakeholders on combining those fields and develop a new analytical framework that can guide people to better understand how food is used to exacerbate conflict and how conflict may be avoided.

VI. Conclusions and recommendations

98. The Special Rapporteur will focus on four thematic areas until 2023: (a) COVID-19 and the looming hunger crisis; (b) food systems and global governance; (c) seeds and farmers' rights; and (d) the right to food in armed conflicts and protracted crises.

99. Even though there are currently early reports of a COVID-19 vaccination, things are likely to get much worse before they get better. The world remains on the precipice of a hunger crisis and the economic aftershocks of the pandemic will last at least a decade. The Special Rapporteur calls upon States and international organizations, including ILO and the Committee on Food Security, to continue working in a coordinated manner to respond to the current hunger crisis.

100. States must reaffirm their commitment to tackling the pandemic through a human rights-based approach.

101. States must seriously consider implementing the measures that the Special Rapporteur has identified in paragraph 28 above as effective in ensuring that people's right to food is fulfilled during the pandemic.

102. The Special Rapporteur calls upon ILO and the Committee on World Food Security to form an alliance to tackle the looming hunger crisis. Since both the Committee on World Food Security and ILO are grounded in human rights, the Special Rapporteur asks the Human Rights Council to mandate the Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights to facilitate the formation of that alliance.

103. The Food Systems Summit is committed to transforming the world's food systems. However, nothing can be properly transformed if everyone is sick, tired, poor and hungry; most States are beyond their capacity to adequately govern during the crisis. States must therefore ensure that tackling the looming hunger crisis and the aftermath of the COVID-19 pandemic is the highest priority on the international agenda.

104. Nevertheless, the Food Systems Summit remains scheduled for late 2021. The Special Rapporteur has communicated his concerns regarding the Summit and proposed solutions in person and in a public letter to the Secretary-General's Special Envoy for the 2021 Food Systems Summit, concomitant with the submission of the present report. The report also provides an introduction to the Special Rapporteur's vision and workplan on food systems beyond the Summit itself.

105. In order to meet "The highest aspiration: a call to action for human rights" of the Secretary-General, the Special Rapporteur calls upon the Secretary-General's Special Envoy and the Summit secretariat to enhance the role of human rights and multilateralism during the planning of the Food Systems Summit. In order to ensure that the final event is inherently defined by human rights and multilateralism, the Special Envoy and the Summit secretariat must do the following:

(a) Mandate all Summit support structures and work streams to describe and frame problems around the current food system in terms of human rights;

(b) Assemble an autonomous experiential and indigenous knowledge group to complement the Scientific Group;

(c) Ensure that all proposed solutions are articulated in terms of human rights;

(d) Ground outcomes in multilateral processes, such as through the Committee on World Food Security;

(e) Ensure that discussions around agroecology predominate at the Food Systems Summit.

106. In accordance with his mandate, the Special Rapporteur aims to respond to the expectations shared among a broad range of stakeholders of an acceleration in the advances made in the realization of the right to food. He intends to carry out the mandate in a comprehensive and collaborative manner, working closely with Member States, the United Nations system, civil society, academia, business corporations and other stakeholders towards concrete results. In order to ensure the effective implementation of the mandate, and in a spirit of dialogue and collaboration, the Special Rapporteur calls for support in his endeavours in order to achieve the common objective of bringing about real change in the lives of people and realizing their right to food without discrimination, with dignity and equality.

General Assembly, Right to food : Report of the Special Rapporteur on the right to food, Michael Fakhri, A/HRC/46/33, pp.15-16, para.78-80.

78. To control seeds is to control life itself. Seeds are a fundamental element of the world's food systems.⁶³ The proprietary seed industry is intimately linked to the world's largest agrochemical corporations. For a while, many people referred to the "Big Six": Syngenta (Switzerland), Bayer (Germany), BASF (Germany), DuPont (United States of America), Monsanto (United States of America) and Dow (United States of America). Those companies controlled 60 per cent of the global seed market and 75 per cent of the global pesticides market.⁶⁴

78. 種を支配(control)することは、生命そのものを支配することである。種子は世界の食料システムの基本的な要素である⁶³。専売権を有する種子産業は、世界最大の農薬企業と密接につながっていた。しばらくの間、多くの人々が「ビッグシックス(Big Six)」と呼んでいた：シンジエンタ(スイス)、バイエル(ドイツ)、BASF(ドイツ)、デュポン(アメリカ合衆国)、モンサント(アメリカ合衆国)、ダウ(アメリカ合衆国アメリカ)。これらの企業は、世界の種子市場の60%と世界の農薬市場の75%を支配していた⁶⁴。

79. Mergers and acquisitions in the seed industry continue, and recently the Big Six agrochemical/seed firms have combined into a Big Four:⁶⁵ Dow and DuPont merged in a deal valued at \$130 billion, and then divided into three companies, including an agriculture-focused firm called Corteva; Chemchina acquired Syngenta for \$43 billion; Bayer acquired Monsanto for \$63 billion; and Bayer's seed divisions (including the Stoneville, Nunhems, FiberMax, Credenz and InVigor brands) were sold to BASF for \$7 billion to satisfy antitrust regulators.

79. 種子業界における合併と買収は続いており、近時、ビッグシックスの農薬/種子会社がビッグフォーに統合された⁶⁵：ダウとデュポンは1,300億ドル相当額で合併し、その後、Cortevaと呼ばれる農業に焦点を当てた会社を含む3つの会社に分割された；Chemchinaはシンジエンタを430億ドルで買収した；バイエルはモンサントを630億ドルで買収した。バイエルの種子部門(Stoneville、Nunhems、FiberMax、Credenz、InVigorの各ブランドを含む)は、独占禁止法規制当局を納得させるために70億ドルでBASFに売却された。

80. Such market concentration means that a small number of companies can significantly influence the price of seeds. Any increase in seeds prices will increase the cost of farming, making it harder for farmers to turn a profit. A potentially higher input cost to farmers can also cause consumer prices to increase, which can in turn threaten both food producers' livelihoods and people's access to food more broadly. The Big Four also produce most of the agrochemicals associated with genetically modified seeds. Those agrochemicals reduce biodiversity, which lowers agricultural resilience, making farms more vulnerable to climate change shocks.⁶⁶

80. このような市場集中は、少数の企業が種子の価格に大きな影響を与える可能性があることを意味する。種子の価格が上がると、農業のコストが上がり、農家が利益を上げることを困難にする。農民に対する潜在的に高い投入コストはまた、消費者物価を上昇させる原因になり、食料生産者の生活と人々の食糧へのアクセスの両方をより広く脅かす可能性がある。ビッグフォーはまた、遺伝子組換え種子に関連する農薬のほとんどを生産している。これらの農薬は、生物多様性を減少させ、農業の回復力を低下させ、農場を気候変動の衝撃に対してより脆弱にする⁶⁶。

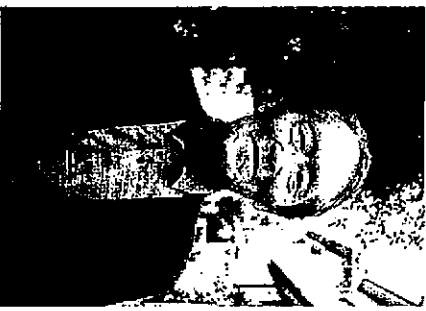
種子法廃止に引き続いて稲苗法 (編集部注: 2017年に行なわれた施行規則改定) 自家増殖禁止品目の

タネが大変だ!

種子法廃止に引き続いて稲苗法 (編集部注: 2017年に行なわれた施行規則改定) 自家増殖禁止品目の大幅拡大の動きには大驚いているという。2018年7月に行なったアンケートから、稲苗法の成り立ちも含めて、稲苗法に密せる思いを再録する。

そもそも稲苗法という法律はどのような目的で制定されたか? 「植物の新品種の保護に関する国際条約」(UPOV) に合わせてつくられたと考えられているが、「稲苗法の生みの親」ともいわれる松延洋平さんが、稲苗法は、どうもそういうわけでもないようだ。そして、稲苗法を作った本人ですら、近年の自家増殖禁止品目の大幅拡大の動きには大驚いているという。2018年7月に行なったアンケートから、稲苗法の成り立ちも含めて、稲苗法に密せる思いを再録する。

生みの親に聞く 稲苗法誕生秘話



松延洋平さん。農林水産省稲苗法課長、同省で稲苗法を巡る経歴。2018年3月まで首都大学東京大学院客員教授、2011年より同省稲苗法課長。

大堀拓大をさす」と、このタネを巡る問題に、農家はびっくりにしているでしょう。僕も大驚きました。関心の広がりにも驚きました。3カ月前にね、講演する予定だった団体の担当者から、もともと話すはずだった内容をやめて、「稲子法」についてしゃべって

農林水産省稲苗法課長 松延洋平さん

また、2018年11月には、国連が「小農と農村で働く人びとの権利に関する国連宣言(小農の権利宣言)」を賛成多数で採択。その19条には、農家が「自家採種の稲苗を保存、利用、交換、販売する権利」を謳っている。

じつは、日本は「小農の権利宣言」の採択に賛成せず、棄権している。政府はその理由として「この宣言には、権利として広くは認められていないものがある。これには、種子の権利が含まれる」と述べている(軍案時)。まさか農水省や政府は、UPOVはグローバルスタンダードだけど、ITPGRや国連の「小農の権利宣言」はそうじゃない、とでもいうつもりだろうか。

「育成者の権利」と「農家の自家増殖の権利」は本来、バランスをとって尊重されるべきものである(38頁、44ページ)。しかし、今の農水省と政府の姿勢は「育成者の権利」強化に傾きすぎていると言えるのではないだろうか。

農家による育種(品種改良)は自家増殖の延長線上にある。そして、育種には、農家と農業試験場などの公共機関、種苗メーカー(タネ屋)がときに競い合

【参考資料】
「現代農業」や「季刊地境」では2018年以降、継続して稲苗法についての特集を組んできました。本記事はこれらの記事をもとにまとめました。

「現代農業」2018年2月号 今さら聞けないタネと品種の話
「現代農業」2018年4月号 やつぱり「農家の自家増殖」原則禁止に異議あり!
「現代農業」2018年5月号 総論「農家の自家増殖」原則禁止に異議あり!
「現代農業」2018年9月号 紙々「農家の自家増殖」原則禁止に異議あり!
「現代農業」2019年4月号 稲苗法 農家の自家増殖「原則禁止」に異議あり!
「現代農業」2020年2月号 農民の権利と農家の自家増殖
「現代農業」2020年8月号 稲苗法改定に異議あり!
「季刊地境」38号(2018年巻) これをえて、ホントに「農業競争力強化」?

(注) ただし、EUPR法でも例外として飼料作物、被覆パルミシム、油糧作物、繊維作物は許諾にかかわらず許諾料の支払いのみで自家増殖でき、小規模農民は特許料を支払い免除されているという。

ことがあつてはならない。

いに連綿とつながる物語を、ここにだけ伝えさせるような、ときに協力しあうことで発展してきた歴史がある(64〜69ページ)。タネをめぐる、過去・現在・未来

くれといわれたんです。そしてしばらくしたら、やっぱり「種苗法」についても話してほしいといってきました。今、タネに大変な関心が集まっている。それも農家たちだけじゃない。Pや固定種の意味も知らない消費者たちも関心を持ちました。種子法と種苗法の違いもわかってない人が多いんだけど、とにかくタネが大変重要なものだから、一度廃止された法律を復活させるのは大変なことだよ。

種苗法の問題も同じ。いつの間にか変わってた。「現代農業」だって、騒ぎだしたのは自家増殖の禁止が目が増えて、だいぶ経つてからでしょう。

もちろん農水省は、ちゃんと有識者を呼んで議論したというんだらうけど、いってみれば、それは内輪の

日本にはすでに「農産種苗法」という法律があったんだけど、これは種苗法とはまったく別物だった。今という品種登録とか、育成者権を保護するといったものではぜんぜんなかった。

農産種苗法が成立したのは1947年。戦後まもなくです。戦後の混乱期には、ひどいタネを売るやつがいてね。たとえば混雑物をして増量したり、発芽率が悪いのを売ったり、違う品種の二セ物を売ったり。農業は1年に1回でしょ。揃いでも半分しか芽が出なかつたり、生食用キユウリと昔いにあるのに硬い漬物用がきたり。そんないかげんなタネを売られたら、農家はたまつたもんじゃないでしょ。農産種苗法は、そうした詐欺みたいなタネを取り締まるための法律だった。種苗の名称を登録する制度はあつたけど、今のようない育成者権保護の考え方はまだなかつた。ちなみに52年、農産種苗法から独立分離する形で成立したのが種子法（主要農産物種子法）。こちらは米麦など穀物の安定生産に寄与する法律でした。

農家育種家の努力が報われない

その後、1950年代に入ると朝鮮戦争の特需があ

話じゃないか。パブリックコメント（意見募集）を取つたといつたつて、いつたい、いくつ来たのかな。そして勉強不足。騒いでる人も、そもそも種子法と種苗法がどんな法律かも詳しくは知らないはず。

勉強不足なのは農水省も同じ。なぜ農家の自家増殖が原則自由なのか。今の職員たちは、ちゃんと答えられないでしよう。原則禁止にするなんて、誰にいわれたのか知らないけど、グローバルスタンダードだからと結論ありきでことを進めていないだらうか。「モリカケ問題」みたいに、板挟みの官僚もいるんじゃないかな。

戦後のひどいタネを取り締まる「農産種苗法」

今日は、僕が大きく関わつた種苗法の成り立ちについてお話しよう。それはもう、大変な苦勞をして作つた法律なんだ。

僕が農水省に入ったのは1960年（昭和35年）。アメリカのコーネル大学大学院に留学して、帰国後、65年に農林水産技術会議の事務局に配属された。そこで上司の特命を受けて、育種問題に取り組みことになった。当時の農水省には、まだ種苗課すらなかつたよ。

つたりして、日本は豊かになり始めた。60年代には新幹線が開通して東京オリンピックが開催されて、世の中は大大きく変わった。僕が種苗の問題に取り組み始めたのは、そんな時代だったんだよ。

その頃の農業は、振り返ってみると、かなり多岐なつたと思う。自家採種はもちろん、農家の育種がまだまだ一般的だった。よりの品種をつくらうというのはいは、農家の本能としてあつたんだな。もちろん、いい品種をつくらうって儲けたいという人もいただらうけど、農家が育種するのは、それだけの理由じゃなかつた。広い野菜畑の中からとくにいい株を選抜してタネ採りしたり、果樹の枝変わりを見つけて育てたり、長年かけていい品種をつくる。そんな農家のオヤジが日本中にたくさんいた。家族はそんなオヤジを持って余していたりするんだけど、本人は朝夕晩と如に出て作物を観察してる。これは素晴らしいというのが育つと、近所の農家に配つたりして、場合によっては、タネ屋が来てひとつ譲ってくれとなる。そしてしばらくすると、もう誰が育てた品種かわからなくなつてしまつてしまつてもある。

ある日、毎日新聞に載つた投稿が今でも忘れられない

表 種苗法と国際条約を巡る年表

1947年	農産種苗法が成立
1968年	植物の新品種の保護に関する国際条約 (UPOV)
1978年	種苗法が成立 UPOV78年条約を締結
1982年	UPOV78年条約に加盟
1991年	種苗法を全面改定 UPOV91年条約を締結
1998年	種苗法を一部改定、23種の自家増殖を禁止、UPOV91年条約に加盟
2004年	植物新品種の保護に関する研究会 資料・農産植物遺伝資源条約 (ITPGR)
2006年	種苗法施行規則改定、自家増殖禁止品目を82種に拡大
2013年	ITPGRに加盟
2017年	種苗法施行規則改定、自家増殖禁止品目を289種に拡大

※本表は世界の動き、黒字は日本の動き。上記以外に刑事罰の対象拡大、罰金額の引き上げ、育成者権の存続期間延長など育成者権を強める改定を行っている

でも結果的に認めてもらえなかった。再現性がないというんだな。新品種といっても、肥料の量や日当たりによって、青文が造ったり、葉の色が変わっちゃったりする。同じ夕禾を播いても、工業製品のように、

研究者の評価方法も、育成担当者には不利だった。評価の基準は論文や特許。でも種苗登録がない当時は、いい品種をつくっても正当に評価されにくかったんだな。実際には、農業において品種を持つ力はとても強い。育成担当者には、俺たちが日本の農業を支えて

思いをしていたんだな。研究者の評価方法も、育成担当者には不利だった。評価の基準は論文や特許。でも種苗登録がない当時は、いい品種をつくっても正当に評価されにくかったんだな。実際には、農業において品種を持つ力はとても強い。育成担当者には、俺たちが日本の農業を支えて

試験場の育成担当者の誇りが泥にまみれる

果樹農家だった。も何も残らないと嘆く内容だった。しかし、福島県で、これぞという品種をつくり上げた。しかし、名前は、自分は奇人変人といわれながらも、長年かけて、

まったく同じには育たないでしょ。いわれてみりやのとおりなんだが、それが、特許法にはなじまないというわけだ。アメリカが植物特許法で栄養繁殖性植物の新品種に絞って保護していたのは、遺伝特性が比較的安定していると考えていたからだな。それで仕方なく、一から制度設計したのが種苗法。種苗法の骨子は、流通する種苗を取り締まる「指定種苗制度」と、新品種保護のための「品種登録制度」の二本柱で、それは今も変わっていない。農産種苗法の一部改正、改名なんでもんじやなくて、丸っきりの新法だった。

種苗法の骨子ができたのは67年あたり。僕はそれを試しに、先進国のOECID（経済協力開発機構）約30カ国に発信してみたんだよ。そして、アメリカから農務省の役人と、種苗メーカーのバイオニアの社長がわざわざ僕に会いに来た。種苗法の中身が、非常に評価されたんだな。これは画期的だ。ぜひ一緒にやろう、といわれた。あれはビッグリしたな。

世界でも画期的だった種苗法の骨子

65年に種苗法をつくろうと動き出した時、世界を見回しても、品種を知的財産として法制化していた国はなかった。ヨーロッパからUPOV（植物の新品種の保護に関する国際条約）が発効したのは68年。それも、アメリカでは特許法の一部（植物特許法）で、栄養繁殖性植物（埋茎植物を除く）の新品種だけを保護していた。有性繁殖植物の新品種保護はまだされていなかった。それは70年の植物品種保護法の制定からだ。見本になるものがなかったから、僕は最初、通産省（現在の経産省）に行ったんだ。特許庁で、植物の品種も特許として認めてもらえばいいと考えたわけだ。そうすりゃ、苦労して新たな法律をつくらなくてもす

若手民間育種家が世に出した種苗法

しかし結局、種苗法はいったんお蔵入り。これは国

の狭い丁見のせいであった。品種登録制度ができれば、育種という点においては、国も地方自治体も同じ立場で競うことになる。地方でいい品種がたくさん登録されれば、国の研究機関としてどうかという意見があったんだな。

ところが、お蔵入りしたはずの種苗法がどこから漏れて、それに注目した連中がいた。現在のみかど協和やトキタ種苗、渡辺探種場の社長、それに京成バラ園の鈴木省三といった当時の若手民間育種家たちだった。彼らが種苗法を成立させようと立法運動を巻き起した。彼らが種苗法を成立させたのがたしか72年。その後、農産園芸局（現在の生産局）で検討を重ねて、種苗法は78年に成立した。じつに13年かかったわけだ。

農家の自家増殖は原則自由が当たり前

種苗法ができた78年に、UPOV78年条約が締結しているけれど、それは単なる偶然です。日本の種苗法はUPOVに合わせるにつくられたわけじゃない

なんだから。さつきもいつたどおり、農家はいいものをつくらうとタネ採りをするものでしょ。新品種というほどの変化はなくなつて、たんに培やしているわけじゃないんですよ。そして、タネ屋がいい品種をつくれれば、そのタネをちやんと買う。実際、当時から自家採種だけで経営している農家なんてそうないでしょ。だから自家増殖を制限するのは、専業として種苗を生産、販売しているところだけよかつたわけ。

農家の自家増殖は原則自由が当たり前。種苗法ができてから20年後、98年にバラなど一部の榮養繁殖性の品目にしようがなく制限をかけたけど、それは僕が農水省を離れてだいぶ経つてからの話です。

家増殖は基本的にOKだけど、一部ダメなものがある。そういわれるのと、原則禁止だけど一部OKなものがある。そういわれるのでは、まったく印象が変わるでしょ。よりいいものをつくりたい。そう思う農家の心は今も変わらなと思う。しかし原則禁止といわれると、萎縮してしまつて、よりいいタネを選抜して育てようという農家の本能が磨かれてしまうかもしれない。そもそも農家の育種は自家増殖と一体だ。育種はいいけど採種（増殖）はダメなんて理屈が通るのか。種子法を廃止する際、農水省は「民間活力を最大限に活用する」と謳つたけど、最大の民間活力は農家にあるはず。育種は種苗メーカーにお任せとなれば、結果的に、日本の育種力は落ちてしまうんじゃないだろうか。僕はそれが心配だ。（談）

【初出】『現代農業』2018年9月号

〔注〕編集記事では、仮に日本国内で農家による自家増殖を禁止しても、購入した苗たちが、自家増殖した苗だろうが、持ち出すことと思はば持ち出さず。一方、中国にも日本の種苗法のような法律があり、たとえば中国でライセンス契約であれば、農師権が申請すれば中国での品種登録できたはずであり、その申請期限（国内での品種開始後6年）に間に合つていれば、果樹の場合、20年間自家増殖が促進されたと言つていい。

UPOVを模倣したわけでも、それに準拠してつくられたわけでもない。UPOVがグローバルスタンダードで、日本の種苗法は選んでいるといった意見があるようだけど、ちょっと勉強不足なんじゃないかな。

農水省は、ブドウやイチゴなどの品種の海外流出を防ぐために、日本の農家の自家増殖を制限したいといっている。イチゴについては2018年2月の平昌オリンピックでも話題になつたよね。カーリングの選手が韓国のイチゴを食べて、えらく気に入つたとか。それが、日本の品種を親にしていただけで、けしからんとなつたわけだ。

しかし、これもお門違い。『現代農業』の2018年4月号で紹介していたように、日本の農家の自家増殖を制限したところで、新品種の海外流出は防げないでしょ。

自家増殖原則禁止になつたらどうなるか

「自家増殖は原則禁止」となつても、もちろん、側限されるのは登録品種だけ。それ以外の品種、たとえば在来種などは、今後も自家増殖を続けられるはず。しかし、これは大きな転換になると思う。農家の自

執筆者 (執筆順)

柳木香歩	作家
豊野米松	作家
藤原辰史	京都大学人文科学研究所准教授
大川雅史	国際農業開発学博士
石綿 薫	青柳家
林 重孝	日本有機農業研究会副理事長
西尾敏彦	元農林水産省農産物検査局長
石塚敏生	フリージャーナリスト
内田聖子	NPO法人アシアナ大学学芸資料センター (PARC) 共同代表
高谷栄一	農的協会代表
原村政樹	農的協会代表

有機農業の未来のために
 どう考える？ 種苗法

2020年12月5日 第1回発行

編集 一般社団法人 農山漁村文化協会

発行者 一般社団法人 農山漁村文化協会
 〒107-8668 東京都港区赤坂7丁目6-1
 電話 03 (3585) 1142 (総機) 03 (3585) 1145 (編集)

ISBN978-4-540-20174-5

©農山漁村文化協会 2020 Printed in Japan
 DTP制作/複製文化テクノロジー
 印刷・装本/出版印刷局
 紙丁・落丁本はお取り替えいたしません。

くかである。そのヒントを求めて広島県にある農業シンパシクを訪ねた。1980年代以降、野菜は急速に石化が進み農家はタネ採りをしなくなり、伝統品種の消滅に拍車がかかった。一方、日本には在来品種を保護する法律がない。そこで広島県は1988年、農業シンパシクを設立、県内の伝統的な在来種の発掘調査を行ない、ここで1万数千種類のタネを永久冷蔵保存して、詳細なデータを記録しつつ、農家に無償で貸し出して、今回、取材した農家や育種家の人たちは皆、タネに對する謙虚な心を持つ人だった。冒頭に紹介した豊受自然農代表の油井真子さんは「タネはタイヤモンドのようなもの」と言う。柳木真太郎さんは「タイヤモンドのようなもの」と言う。北海道当麻町で自然栽培に取り組み伊藤和久さんは「食料危機が迫っているのに、タネに特許権を与えることは全人類の危機につながる」とも言った。

昔から農家が守り続けてきたタネを独占ではなく皆



種苗法改正案に不安を抱くタネ
 ウチと農家代表さん
 (映画「タネは誰のもの」より)

元農水大臣の山田正彦さんと農業の現場を訪ねた映画
 「タネは誰のもの」(監督・原村政樹 / 上映時間 65分 / 2020年)
 下記にお問い合わせください。
 【団体】 一般社団法人 心土不二 (担当: 遠藤)
 【住所】 〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-3-10216
 【電話】 03-5211-6880
 【メール】 info@shindofuji.jp
 【ホームページ】 https://www.shindofuji.jp/

で共有して守る、人類全員の大切な財産だと農家の人たちは訴えているのだ。そこには一粒のタネが豊種の恵みをもたらしてくれることへの自然への感謝が込められている。私たちは皆、自然に生かされている。その謙虚さを取り戻したいと、この映画を創った。

表 種苗法と国際条約を巡る年表

1947年	農産種苗法が成立
1968年	植物の新品種の保護に関する国際条約 (UPOV)
1978年	種苗法が成立 UPOV78年条約を締結
1982年	UPOV78年条約に加盟
1991年	種苗法を全面改定 UPOV91年条約を締結
1998年	種苗法を一部改定、23種の自家増殖を禁止、UPOV91年条約に加盟
2004年	植物新品種の保護に関する研究会 食料・農業・農村政策調査会 (ITPPGR)
2006年	種苗法施行規則改定、自家増殖禁止品目を82種に拡大
2013年	ITPPGRに加盟
2017年	種苗法施行規則改定、自家増殖禁止品目を289種に拡大

※本字は世界の動き、黒字は日本の動き。上記以外に別取組の対応拡大、金額の引き上げ、首波増殖の存続期間延長など育成者権を強める改定を行っている

でも結果的に認めてもらえなかった。再現性がないというんだな。新品種といっても、肥料の量や日当たりによって、背丈が違ったり、葉の色が萎わったりたりする。同じタネを播いても、工業製品のように、

いよ。自分は奇人変人といわれながらも、長年かけて、これぞという品種をつくり上げた。しかし、名前も何も残らないと嘆く内容だった。たしか、福島県の果樹農家だった。

試験場の育成担当者の誇りが泥にまみれる

育種に精を出していたのは、各地の試験場も同じ。僕は種苗についてやれといわれて、全国30カ所を行脚したんだけれども、たとえば北海道では、当時ハッカの育種に取り組んでいた。

でも、合理化の波が押し寄せてきて、その後、ハッカは淘汰されてしまった。チンサイ(ビート)の育種もいったん民間に委譲された。タイスもアメリカから大量に入ってくるし、もうやめようや、という語が出ていた。現場で頑張ってきた育成担当者は、憔悴たる思いをしていたんだな。

研究者の評価方法も、育成担当者には不利だった。評価の基準は論文や特許。でも種苗登録がない当時は、いい品種をつくっても正当に評価されにくかったんだな。実際には、農業において品種を持つ力はとても強い。育成担当者には、俺たちが日本の農業を支える

んだという誇りがあった。でもそれが評価に泥にまみれてしまった。見ていられなかったよ。そんな農家や試験場の育成担当者の苦労に報いようと思つてつくつたのが種苗法なんだ。タネ屋を儲けさせるためにつくつたわけじゃないし、農家の自家増殖を取り締まるなんてことも決して考えていなかった。世界でも画期的だった種苗法の骨子

65年に種苗法をつくらうと動き出した時、世界を見回しても、品種を知的所有として法制化していた国はなかった。ヨーロッパからUPOV(種苗の新種の保護に関する国際条約)が発効したのは68年。それ後も、まだ条約といえるようなもんじゃなかった。方、アメリカでは特許法の一部(植物特許法)で、栄養繁殖性植物(現業植物を除く)の新品種だけを保護していた。有性繁殖植物の新品種保護はまだされていない。それは70年の植物品種保護法の制定からだ。見本になるものがないから、僕は最初、通産省(現在の経産省)に行つたんだ。特許庁で、植物の品種も特許として認めてもらえはいと考えたわけだ。そうすりゃ、苦勞して新たな法律をつくらなくてもす

まったく同じには言えないでしょ。いわれてみりやそのとおりなんだが、それが、特許法にはなじまないというわけだ。アメリカが植物特許法で栄養繁殖性植物の新品種に絞って保護していたのは、遺伝特性が比較的安定していると考えていたからだな。

それで仕方なく、一から制度設計したのが種苗法。種苗法の骨子は、流通する種苗を取り締まる「指定種苗制度」と、新品種保護のための「品種登録制度」の二本柱で、それは今も変わっていない。農産種苗法の一歩改正、改名なんでもんじゃないやなくて、丸っきりの新法だった。

種苗法の骨子ができたのは67年あたり。僕はそれを試しに、先進国のOECD(経済協力開発機構)約30カ国に発信してみたんだよ。そして、アメリカから農務省の役人と、種苗メーカーのバイオニアの社長がわざわざ僕に会いに来た。種苗法の中身が、非常に評価されたんだな。これは画期的だ。ぜひ一緒にやろう、といわれた。あれはビックリしたな。

若手民間育種家が世に出した種苗法

しかし結局、種苗法はいつたんお蔵入り。これは国

陳 述 書

2021 (令和3) 年6月12日

東京地方裁判所民事第2部Bc係 御中

栃木県下都賀郡野木町佐川野1489-1

原告 館 野 廣 幸



1、はじめに

私は、栃木県下都賀郡野木町で稲作を主とする農業を営む専業農家です。私の農場は、「館野かえる農場」と命名し、すべての田畑で農薬や化学肥料を使用しない有機農業を行っています。「かえる農場」の「かえる」は、田畑に住むカエルのことですが、実際に私の農場で毎日のように虫を食べて、稲を害虫から守り有機農業を支えているのはカエルたちであるからです。

現在の経営面積は、有機稲作12ha、有機小麦1ha、有機大豆1ha、その他に有機果樹と自家用有機野菜などを0.3ha栽培しています。この内、自家の所有の農地は約3haで、それ以外の農地は集落内の引退した農家から借り受けし、また、耕作放棄された農地なども借り受けています。農場の労働力は、経営者の私と専従者の妻と常勤の雇用者1名、および農繁期のアルバイトや消費者や研修生の支援、そして田畑に住む生き物たちの無償の働きで賄っています。

私は大学の農学部を卒業後、自家の農家を継ぎましたが、当初は農薬も化学肥料も使った一般的な慣行農業でした。しかし、当時の稲作は有人ヘリコプターによる農薬の航空散布が行われ、毎年、地域の水田の全面に農薬が散布されていました。散布後の水田では、害虫ばかりではなくカエルたちが白い腹を出して水路で死んでいました。カエルたちまで犠牲にする農薬の使用に疑問を持つと同時に、「真の文明は、山を荒らさず、川を荒らさず、村を破らず、人を殺さざるなり」という田中正造の言葉が突き刺さってきました。

田中正造は、今から150年ほど前に栃木県の足尾銅山から発生する鉱毒を根絶するために生涯を捧げた人物です。私の住む下都賀郡野木町は、かつて、この鉱毒によって廃村にされた谷中村があった渡良瀬遊水地に隣接しています。農薬とはカエルたちにとって鉱毒と同じではないかと思いました。もちろん、農薬はカエルばかりでなく、人間の健康にも被害を与えています。私は、まず自らが農薬の使用を止めようと思いました。

実際に有機農業を始めたのは約30年前の1992年です。父から経営を任された後に無農薬の稲作を始め、試行錯誤をしながら有機農業の技術を開発し、研修会や研究会にも積極的に参加して、様々な問題の解決方法や技術の向上に努めてきました。しかしながら、当時は有機農業に対する理解が得られず、地域では「変人」扱いされるなどの孤立無援の中での営農でしたが、徐々に消費者との繋がりを得て今日に至っております。

2、有機農業の技術開発について

有機農業とは、単に有機肥料を使用する農業という意味ではなく、①化学合成農薬を使用しない、②化学肥料を使用しない、③遺伝子組み換え技術を利用しないことにより、環境への負荷をできるかぎり低減した農業のことです。よく言われることですが、「有機農業は、非科学的な昔の農業に戻るのか」という誤解があります。確かに、農薬も化学肥料も無かった昔の農業は有機農業そのものですが、現代の有機農業はそうした過去の農業技術を自然科学や環境生態系の知見に基づいて発展させた極めて科学的な農業技術体系です。むしろ、環境に配慮せずに農薬や化学肥料を撒くことの方が非科学的であると思います。

こうした、言わば本来の農業の姿である有機農業ですが、国は有機農業という存在そのものを認めてきませんでした。国が有機農業と有機農産物について正式に法制化したのは1999年の有機JAS法と2006年の有機農業推進法の制定以降のことです。したがって、私や多くの有機農業実践者は、国や自治体からの支援も無く、暗中模索の状態では有機農業を実践してきました。このような状況を改善すべく、私たちは有機稲作を実践する農業者や消費者団体、大学の研究者などを中心に、1999年にNPO法人民間稲作研究所を立ち上げ、有機稲作の栽培技術の開発と普及に取り組んでいます。この研究所は全国に会員数280名の小さな組織ですが、昨年亡くなられた前理事長稲葉光國氏を中心に、数多くの有機稲作技術を開発してきました。例えば、農薬を使わない稲の種籾の病害虫防除法としての種籾を60℃の温湯で7分間処理する「温湯処理技術」や水田雑草であるヒエの発育を抑制する「深水栽培技術」、コナギなどの水生雑草を抑制する「2回代かき技術」などです。こうした技術開発によって、有機稲作であっても慣行栽培の稲作と変わらない労働効率と収穫量を実現できるようになりました。さらに、圃場で稲・麦・大豆の輪作を行うことにより、田畑転換効果による雑草発生の軽減や大豆の根粒菌によって生成される窒素成分を稲や麦に供給することによる肥料資源の軽減なども実現できるようになりました。

しかし、こうした有機農業の技術開発には多くの時間と労力を要します。本来ならば農水省の研究機関で開発して普及すべき技術なのですが、有機農業に対する法的な整備が無く、したがって国は多くの農業試験場や大学などを持ちながらも、有機農業の技術開発に対する予算配分も無かったため、現在に至るまで在野の有機農業者が開発した有機農業技術以外に、有機農業技術の研究開発が行われていないのが実態です。さらに、有機農業の技術には自然生態系を把握し、自然界の持つ生態的防除機能を活用するという非常に大きく未解明な知見も要求されます。有機農業は、単に農業分野に留まらぬ自然環境全体の問題解決を含む重要な研究課題であると思います。

3、有機種子の供給について

有機農業を行う上で重要になるのは、有機種子の確保です。有機農業においては、種子も化学合成された農薬や肥料を使用しない「有機種子」を用いることが原則となっています。有機農業によって育てられた野菜や作物の種子と、農薬や化学肥料によって育てられた野

菜や作物の種子では、病害虫に対する抵抗力に大きな違いがあります。ところが、日本においては有機種子を供給する体制はありません。

なぜ有機種子の生産が行われていないのでしょうか。有機種子の生産は、当然ながら農薬も化学肥料も使用せずに行わなければなりません。しかし種子の生産は、一般の農産物の生産以上に病害虫の発生や雑草種子の混入を徹底して避けなければなりません。化学薬品に頼れないためリスクも高く、病害虫の発生を防ぐ圃場環境整備と人力による雑草の除去の徹底が必要です。結果として有機種子の生産費用は高額となり、ほとんど収益がないためです。

有機種子の生産流通が行われず、入手が困難であることは、有機農業の推進にとっての桎梏となっています。このことが、2006年の有機農業推進法の制定以降も有機農業の生産が増えない大きな要因となっています。有機農業の生産拡大を推進する法律があるのですから、種子法は、廃止するのではなく、一般種子の生産に加えて有機種子の生産体制も強化した形で拡充すべきであると思います。

現状の有機農業の生産者は、どのように種子を確保しているかと言えば、やむを得ず慣行栽培の種子や市販の種子を使わざるを得ないという状況です。あるいは、有機農家同士の種苗交換や在来種の自家採種を行って種子を得ているということになります。私の場合は、コシヒカリなど数種の米を栽培していますが、指定圃場となっているNPO法人民間稲作研究所から購入した種子を使って米を栽培し、翌年からは3世代（3年間）まで自家採種した種子を使って栽培し、その後また指定圃場からの種子を購入と3世代までの自家採種を繰り返す方法で種子を確保しています。ただし、栽培品種の陸羽132号は、一般に販売されていませんので毎年全ての種子を自家採種しています。

ところが、悪いことに種苗法が改正され、自家採種は原則禁止となり、登録料の支払いや登録品種でない作物であること又は在来種であることの確認などが課せられます。度重なる法改正で有機農業の生産者は、ますます困難な状況に追い込まれてしまいます。

先ほども申し上げましたが、有機稲作の技術開発と普及に取り組んできたNPO法人民間稲作研究所は、県内で（全国でも）唯一の米麦の有機種子生産登録団体となって、コシヒカリの有機種子を生産しています。これは、有機種子の生産流通が行われない現状を何とか打破しようとして、研究所の会員の有志の有機稲作生産者の努力によって生産されているものです。有機の種籾は生産量もわずかのため会員限定の供給ですが、それでも不足していません。米麦を中心とする主要な農産物の種子は大量に必要であり、有機農業の米麦でも同様です。早急に全国的に米・麦・大豆などの有機種子の生産供給体制を整備しなければならないと思います。

4、「種子法」廃止による問題

多くの国民が望んだ訳でもなく種子法が廃止されて、農家や農業生産者からは不安の声が上がりました。安定した種子の入手が出来ないのではないかという不安です。安定した種

子の確保が出来なくなれば、次年度の安定した生産が出来なくなります。かといって農家が万一に備えて種子を自家採種で確保しようとするれば、自家採種の禁止を原則とした改正種苗法が立ちはだかります。政府は、種子の生産を民間企業へ移行させることで、財政負担の軽減、外国からの市場開放圧力の回避などを目論んでいるようですが、国民の生命維持の基本である食料供給の源泉である種子を国家が保障し確保供給しなければ、誰が国民の生命を守るのでしょうか。国は、多額の農業予算を基盤整備やIT農業につぎ込んだり国防予算で高価な戦闘機や防衛艦を購入したりしていますが、真にめざすべきは、食料安全保障、とりわけ国民の食料を賄う種子の確保ではないでしょうか。

2018年の種子法の廃止以降、都道府県では「種子条例」を制定する動きが起きて、30近くの道・県では条例が制定されました。しかし、それぞれの道・県によって内容が異なり、生産者は混乱しています。栃木県では県の担当者によりますと、種子法が廃止されても今までと変わらずに種子の生産を行われるとのことですが、根拠となる国の法律も予算措置もなく、どのように種子の生産を担保しようとするのでしょうか。2019年に栃木県が制定した種子条例（「栃木県奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する条例」）では、以前のように県は種子の生産計画や審査、品質管理の責任をなくし、業者委託の許認可とする内容になっています。これでは「安定供給」が危ぶまれることになります。

案の定、早速に種子供給に異変が起きました。「種子法」廃止以前には栃木県から配布される水稻の原種価格が1kg当り465円であったものが、本年3月に民間稲作研究所に届いた原種の請求価格では1kg当り1548円となっており、なんと3倍以上の高額となっています。値上げ理由について栃木県の担当者に説明を求めたところ、「原種生産に掛かる人件費と機械設備の更新費用のため」という回答でした。特に原種の生産量や生産方式に大きな変更があった訳でもなく、異常な値上げが行われるのは、種子生産に対する国からの予算の交付が無く、県の農業試験場は費用の負担を種子代として生産者へ転嫁しているためです。原種価格が高騰すれば、種子価格も上がります。特に種子を大量に必要とする米麦の生産者は、米の販売収入が低下する中での種子の値上げは、農業の衰退に拍車を打つこととなります。このように、一般の農業者でさえ農業生産への政策が後退しているのですから、有機農業の生産への種子供給など増々困難になってしまいます。

5、持続可能な農業の必要性

国民の生命を支える食料の生産を担う農業の衰退は、国家の基盤を崩壊させる重大な問題となっていますが、同時に地球環境の異変も人間の生存基盤の崩壊に直面しています。これらを解決する方向は「持続可能な社会」への転換が必要となっています。

農業においても、環境汚染や二酸化炭素の排出を無くし自然生態系を維持する有機農業への転換が認識されるようになってきました。本年5月には、農水省も「みどりの食料システム戦略」を打ち出し、有機農業への転換目標（2050年に全農地の25%を有機農業に）を掲げました。これでも控えめで遅きに失した感はありますが、国の方針が積極的な目標と

して有機農業へ舵を切ったことは評価に値します。しかし、この控えめな目標さえ画餅に終わらせることのないような法律の整備と政策を実行するための予算措置が必要と思います。

6、「種子法」の拡充復活を望む

人類の生存を支えてきた農作物の種子は、私たちの祖先が努力と改良を重ねてきた結果として今日に受け継がれて来たものですから、単に農業生産のための材料というだけでなく、植物の遺伝情報と歴史の情報が詰まった貴重な知的財産でもあります。特にそれぞれの地域に対応して、独自に進化して来た在来種子は特に貴重な生物であり、人類共通の文化遺産でもあります。人類の歴史と共に歩んで来た種子は、人類の共通財産として受け継いで活用していかなければならないと思います。こうした種子の公共的役割を考えれば、種子を保護し主導監督する主体は国であるべきであり、国が、法的な整備を行ってその責任を担うべきであると思います。種子を企業ビジネスに託すことは、種子の持つ本質的な価値が歪められたり失われたりする恐れがあると危惧しています。

国を主体とする公的な機関が種子を保全し供給することは、国民の生存と生活の安定を保障するための国の当然の責務であると思います。戦後、今日に至るまで国民の生命と生活を維持する上で大きな役割を担ってきた種子法ですから、種子法を廃止したことは国が国民の生存と生活の保障を放棄したことになります。

種子法の復活は、単に前法の再現というものではなく、より充実した内容に改良して制定すべきものと考えます。前法に新たに「有機種子の生産振興」や「在来種子の保全活用」などの条項を加えた、新しい「種子法」を早急に制定することが、憲法 25 条に定められた国民の生存権を保障し、国家の安定と繁栄をもたらすために必要と考えます。

以 上

意見陳述

2021（令和3）年6月12日

東京地方裁判所民事第2部Bc係 御中

栃木県下都賀郡野木町佐川野1489-1

原告 館野 廣 幸 

1、はじめに

私は、栃木県下都賀郡野木町で稲作を主とする農業を営む専業農家です。私の農場は、「館野かえる農場」と命名し、すべての田畑で農薬や化学肥料を使用しない有機農業を行っています。

現在の経営面積は、有機稲作12ha、有機小麦1ha、有機大豆1ha、その他に有機果樹と自家用有機野菜などを0.3ha栽培しています。このうち、自家の所有の農地は約3haで、それ以外の農地は集落内の引退した農家から借り受け、または耕作放棄された農地などを借り受けています。農場の労働力は、経営者の私と専従者の妻と常勤の雇員1名、および農繁期のアルバイトや消費者や研修生の支援、そして田畑に住む生き物たちの無償の働きで賄っています。

2、有機農業の技術開発について

有機農業とは、単に有機肥料を使用する農業という意味ではなく、①化学合成農薬を使用しない、②化学肥料を使用しない、③遺伝子組み換え技術を利用しないことにより、環境への負荷をできるかぎり低減した農業のことです。

こうした本来の農業の姿である有機農業ですが、国は有機農業という存在そのものを認めて来ませんでした。国が有機農業と有機農産物について正式に法制化したのは1999年の有機JAS法と2006年の有機農業推進法の制定以降のことです。したがって私や多くの有機農業実践者は、国や自治体からの支援も無く、暗中模索の状態でも有機農業を実践してきました。

有機農業の技術開発には多くの時間と労力を要します。本来ならば農水省の研究機関で開発して普及すべき技術なのですが、有機農業に対する法的な整備が無く、現在に至るまで在野の有機栽培を行う農民が開発した技術以外には無いのが実態です。

3、有機種子の供給について

有機農業を行う上で重要になるのは、有機種子の確保です。有機農業においては、種子も化学合成された農薬や肥料を使用しない「有機種子」を用いることが原則となっています。ところが、日本においては有機種子の供給する体制はありません。

なぜ有機種子の生産が行われていないのでしょうか。有機種子の生産は、当然ながら農薬も化学肥料も使用せずに行わなければなりません。しかし種子の生産は、一般の農産物の生産以上に病害虫の発生や雑草種子の混入を徹底して避けなければなりません。化学薬品に頼れないためリスクも高く、病害虫の発生を防ぐ圃場環境整備と人力による雑草の除去の徹底が必要です。結果として有機種子の生産費用は高額となり、ほとんど収益がないためです。

有機種子の生産流通が行われず、入手が困難であることは、有機農業の推進にとっての桎梏となっています。このことが、2006年の有機農業推進法の制定以降も有機農業の生産が増えない大きな要因となっています。有機農業の生産拡大を推進する法律があるのですから、種子法は廃止するのではなく、一般種子の生産に加えて有機種子の生産体制も強化した形で拡充すべきであると思います。

現状の有機農業の生産者は、どのように種子を確保しているかと言えば、やむを得ず慣行栽培の種子や市販の種子を使わざるを得ないという状況です。あるいは、有機農家同士の種苗交換や在来種の自家採種を行って種子を得ているということになります。ところが、悪いことに種苗法が改正され、自家採種は原則禁止となり、登録料の支払いや登録品種でない作物であることまたは在来種であることの確認などが課せられます。度重なる法改正で有機農業の生産者は、ますます困難な状況に追い込まれてしまいます。

米麦を中心とする主要な農産物の種子は大量に必要であり、有機農業の米麦でも同様です。早急に全国的に米・麦・大豆などの有機種子の生産供給体制を整備しなければならないと思います。

4、「種子法」廃止による問題

多くの国民が望んだ訳でもなく種子法が廃止されて、農家や農業生産者からは不安の声が上がりました。安定した種子の入手が出来ないのではないかと不安です。安定した種子の確保が出来なくなれば、次年度の安定した生産が出来なくなります。かといって農家が万一に備えて種子を自家採種で確保しようとするれば、自家採種の禁止を原則とした改正種苗法が立ちはだかります。政府は、種子の生産を民間企業へ移行するようなことで、財政負担を軽減することを目論んでいるようですが、国民の生命維持の基本である食料供給の源泉である種子を国家が保障し確保供給しなければ、誰が国民の生命を守るのでしょうか。

2018年の種子法の廃止以降、都道府県では「種子条例」を制定する動きが起きて、いくつかの県では条例が制定されました。しかし、それぞれの県によって内容が異なり、生産者は混乱しています。栃木県では県の担当者によりますと、種子法が廃止されても今までと変わらずに種子の生産を行われるとのことですが、根拠となる国の法律も予算措置もなく、どのように種子の生産を担保しようとするのでしょうか。2019年に栃木県が制定した種子条例（「栃木県奨励品種の優良な種苗の安定供給に関する条例」）では、以前のように県は種子の生産計画や審査、品質管理の責任をなくし、業者委託の許認可とする内容になっ

ています。これでは「安定供給」が危ぶまれることになります。

案の定、早速に種子供給に異変が起こりました。「種子法」廃止以前には栃木県から配布される水稻の原種価格が1kg当り465円であったものが、本年3月に民間稲作研究所に届いた原種の請求価格では1kg当り1548円となっており、なんと3倍以上の高額となっています。値上げ理由について栃木県の担当者に説明を求めたところ、「原種生産に掛かる人件費と機械設備の更新費用のため」という回答でした。特に原種の生産量や生産方式に大きな変更があった訳でもなく、異常な値上げが行われるのは、種子生産に対する国からの予算の交付が無く、県の農業試験場は費用の負担を種子代として生産者へ転嫁しているためです。原種価格が高騰すれば、種子価格も上がります。特に種子を大量に必要とする米麦の生産者は、米の販売収入が低下する中で種子の値上げは、農業の衰退に拍車を打つることになります。このように、一般の農業者でさえ農業生産への政策が後退しているのですから、有機農業の生産への種子供給など増々困難になってしまいます。

5、「種子法」の拡充復活を望む

人類の生存を支えてきた農作物の種子は、私たちの祖先が努力と改良を重ねてきた結果として今日に受け継がれて来たものですから、単に農業生産のための材料というだけでなく、植物の遺伝情報と歴史の情報が詰まった貴重な知的財産でもあります。特にそれぞれの地域に対応して、独自に進化して来た在来種子は特に貴重な生物であり、人類共通の文化遺産でもあります。こうした種子の公共的役割を考えれば、種子を保護し主導監督する主体は、国が法的な整備を行って責任を持って担うべきであると思います。種子を企業ビジネスに託すことは、種子の持つ本質的な価値が歪められたり失われたりする恐れがあると危惧しています。

国を主体とする公的な機関が種子を保全し供給することは、国民の生存と生活の安定を保障するための国の当然の責務であると思います。種子法を廃止したことは国が国民の生存と生活の保障を放棄したことになります。

種子法の復活は、単に前法の再現というものではなく、より充実した内容に改良して制定すべきものと考えます。前法に新たに「有機種子の生産振興」や「在来種子の保全活用」などの条項を加えた、新しい「種子法」を早急に制定することが、国民や国家のために必要と考えます。

以上

農業競争力強化支援法

甲
第
28
号
証

目次

第一章 総則（第一条—第七条）

第二章 国が講ずべき施策

第一節 良質かつ低廉な農業資材の供給を実現するための施策（第八条—第十条）

第二節 農産物流通等の合理化を実現するための施策（第十一条—第十五条）

第三節 施策の検討（第十六条）

第三章 事業再編又は事業参入を促進するための措置

第一節 事業再編又は事業参入の促進の実施に関する指針（第十七条）

第二節 事業再編に関する計画（第十八条—第二十条）

第三節 事業参入に関する計画（第二十一条・第二十二条）

第四節 支援措置

第一款 事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等（第二十三条）

第二款 独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う事業再編等促進業務（第二十四条）

第三款 株式会社日本政策金融公庫の行う事業再編等促進業務（第二十五条・第二十六条）

第四款 株式会社農林漁業成長産業化支援機構の行う事業再編等支援業務（第二十七条—第三十条）

第五節 雑則（第三十一条—第三十四条）

第四章 雑則（第三十五条・第三十六条）

第五章 罰則（第三十七条・第三十八条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、我が国の農業が将来にわたって持続的に発展していくためには、経済社会情勢の変化に対応してその構造改革を推進することと併せて、良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化の実現を図ることが重要であることに鑑み、これらに関し、国の責務及び国が講ずべき施策等を定め、当該施策の一環として事業再編又は事業参入を促進するための措置を講ずること等により、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援し、もって農業及び農業生産関連事業の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「農業資材事業」とは、農業資材の生産又は販売の事業であつて、農業者が行うもの以外のものをいう。

2 この法律において「農産物流通等」とは、農産物（農産物を原材料として製造し、又は加工したものを含む。以下同じ。）の卸売若しくは小売又は農産物を原材料として使用する製造若しくは加工をいう。

3 この法律において「農産物流通等事業」とは、農産物流通等の事業であつて、農業者が行うもの以外のものをいう。

- 4 この法律において「農業生産関連事業」とは、農業資材事業又は農産物流通等事業をいい、「農業生産関連事業者」とは、農業生産関連事業を行う事業者をいう。
- 5 この法律において「事業再編」とは、良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化に資することを目的として農業生産関連事業者が行う事業活動であつて、次の各号のいずれにも該当するものをいう。
- 一 合併、分割、農業生産関連事業の譲渡又は譲受けその他主務省令で定める措置を行うものであること。
 - 二 前号の措置に係る農業生産関連事業の全部又は一部の方式の変更であつて、農業資材又は農産物に係る新たな生産若しくは販売の方式の導入又は設備等（施設、設備、機器、装置又は情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第二項に規定するプログラムをいう。第十八条第五項において同じ。）その他の経営資源の高度な利用により、農業資材又は農産物の生産又は販売の効率化を図るものであること。
- 6 この法律において「事業参入」とは、良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化に資することを目的として、農業生産関連事業を新たに行うことをいう。
- 7 この法律において「事業再編促進対象事業」とは、農業生産関連事業のうち、その事業の属する事業分野の相当部分を担う事業者の生産性が低いことその他の事情により、事業再編の促進が特に必要と認められる事業分野として主務省令で定めるものに属する事業をいい、「事業再編促進対象事業者」とは、事業再編促進対象事業を行う事業者をいう。
- 8 この法律において「事業参入促進対象事業」とは、農業生産関連事業のうち、その事業の属する事業分野の事業者の数が少数であることその他の事情により、事業参入の促進が特に必要と認められる事業分野として主務省令で定めるものに属する事業をいい、「事業参入促進対象事業者」とは、事業参入促進対象事業を新たに行おうとする事業者をいう。

（国の責務）

第三条 国は、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援するため、国内外における農業資材の供給及び農産物流通等の状況を踏まえ、良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化を実現するための施策を総合的に策定し、並びにこれを着実に実施する責務を有する。

（農業生産関連事業者等の努力）

第四条 農業生産関連事業者は、我が国の農業が将来にわたって持続的に発展することが、農業生産関連事業の発展につながることを踏まえ、良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化の実現に資するよう取り組むとともに、その取組を持続的に行うよう努めるものとする。

2 政府関係金融機関及び株式会社農林漁業成長産業化支援機構（以下「支援機構」という。）は、前項の取組を促進する観点から、農業生産関連事業者に対する資金供給を行うよう努めるものとする。

3 政府関係金融機関及び支援機構が前項の資金供給を行う場合においては、民間金融機関と連携するよう努めるものとする。

（農業者等の努力）

第五条 農業者は、農業資材の調達を行い、又は農産物の出荷若しくは販売を行うに際し、有利な条件を提示する農業生産関連事業者との取引を通じて、農業経営の改善に

取り組むよう努めるものとする。

- 2 農業者の組織する団体であって農業経営の改善のための支援を行うものは、前項の取組を促進する観点から、支援を行うよう努めるものとする。
- 3 農業者の組織する団体であって農業生産関連事業を行うもの（以下「農業者団体」という。）は、前条第一項の取組を行うに当たっては、農業者の農業所得の増大に最大限の配慮をするよう努めるものとする。

（関係行政機関の連携協力）

第六条 主務大臣及び関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関。第十七条第四項において同じ。）は、良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化を実現するための施策が円滑かつ効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

（留意事項）

第七条 国は、良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化を実現するための施策を講ずるに当たっては、農業生産関連事業者の自主的な努力を支援することにより、民間事業者の活力の発揮を促進し、適正な競争の下で農業生産関連事業の健全な発展を図ることに留意するものとする。

第二章 国が講ずべき施策

第一節 良質かつ低廉な農業資材の供給を実現するための施策

（農業資材事業に係る事業環境の整備）

第八条 国は、良質かつ低廉な農業資材の供給を実現する上で必要な事業環境の整備のため、次に掲げる措置その他の措置を講ずるものとする。

- 一 農薬の登録その他の農業資材に係る規制について、農業資材の安全性を確保するための見直し、国際的な標準との調和を図るための見直しその他の当該規制を最新の科学的知見を踏まえた合理的なものとするための見直しを行うこと。
- 二 農業機械その他の農業資材の開発について、良質かつ低廉な農業資材の供給の実現に向けた開発の目標を設定するとともに、独立行政法人の試験研究機関、大学及び民間事業者の間の連携を促進すること。
- 三 農業資材であってその銘柄が著しく多数であるため銘柄ごとのその生産の規模が小さくその生産を行う事業者の生産性が低いものについて、地方公共団体又は農業者団体が行う当該農業資材の銘柄の数の増加と関連する基準の見直しその他の当該農業資材の銘柄の集約の取組を促進すること。
- 四 種子その他の種苗について、民間事業者が行う技術開発及び新品種の育成その他の種苗の生産及び供給を促進するとともに、独立行政法人の試験研究機関及び都道府県が有する種苗の生産に関する知見の民間事業者への提供を促進すること。

（農業資材事業に係る事業再編又は事業参入の促進等）

第九条 国は、良質かつ低廉な農業資材の供給を実現するため、農業資材事業について、適正な競争の下で高い生産性が確保されることとなるよう、事業再編又は事業参入を促進することその他の必要な措置を講ずるものとする。

（農業資材の調達に必要な情報の入手の円滑化）

第十条 国は、良質かつ低廉な農業資材の供給を実現するため、農業者が農業資材の調達を行い、又は農業者団体が農業者に供給する農業資材の調達を行うに際し、有利な

条件を提示する農業生産関連事業者を選択するための情報を容易に入手することができるようにするための措置を、民間事業者の知見を活用しつつ、講ずるものとする。

第二節 農産物流通等の合理化を実現するための施策

(農産物流通等事業に係る事業環境の整備)

第十一条 国は、農産物流通等の合理化を実現する上で必要な事業環境の整備のため、次に掲げる措置その他の措置を講ずるものとする。

- 一 農産物流通等に係る規制について、経済社会情勢の変化を踏まえた見直しを行うこと。
- 二 農産物流通等に係る規格について、農産物流通等の現状及び消費者の需要に即応して、農産物の公正かつ円滑な取引に資するため、国が定めた当該規格の見直しを行うとともに、民間事業者が定めた当該規格の見直しの取組を促進すること。
- 三 農産物流通等について、その業務の効率化に資するため、情報通信技術その他の技術の活用を促進すること。

(農産物流通等事業に係る事業再編又は事業参入の促進等)

第十二条 国は、農産物流通等の合理化を実現するため、農産物流通等事業について、次に掲げる措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 一 農産物の卸売又は小売の事業について、適正な競争の下で効率的な農産物の流通が行われることとなるよう、事業再編又は事業参入を促進すること。
 - 二 農産物を原材料として使用する製造又は加工の事業について、適正な競争の下で高い生産性が確保されることとなるよう、事業再編又は事業参入を促進すること。
- 2 国は、前項各号に掲げる措置を講ずるに当たっては、農業の健全な発展に資するため、農産物の取引の安定が確保されるよう配慮するものとする。

(農産物の直接の販売の促進)

第十三条 国は、農産物流通等の合理化を実現するため、農業者又は農業者団体による農産物の消費者への直接の販売を促進するための措置を講ずるものとする。

(農産物の出荷等に必要な情報の入手の円滑化)

第十四条 国は、農産物流通等の合理化を実現するため、農業者又は農業者団体が農産物の出荷又は販売を行うに際し、有利な条件を提示する農業生産関連事業者を選択するための情報を容易に入手することができるようにするための措置を、民間事業者の知見を活用しつつ、講ずるものとする。

(農産物の品質等についての適切な評価)

第十五条 国は、農産物流通等の合理化を実現するため、農産物の取引又は消費に際し、その品質、生産又は流通の方法その他の特性が適切に評価されるようにするための措置を講ずるものとする。

第三節 施策の検討

第十六条 政府は、おおむね五年ごとに、国内外における農業資材の供給及び農産物流通等の状況に関する調査を行い、これらの結果を公表するものとする。

- 2 政府は、おおむね五年ごとに、前二節に定める施策を含め、良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化を実現するための施策の在り方について、農業者による農業の競争力の強化の取組を支援する観点から検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第三章 事業再編又は事業参入を促進するための措置

第一節 事業再編又は事業参入の促進の実施に関する指針

- 第十七条** 主務大臣は、事業再編又は事業参入の促進の実施に関する指針（以下「実施指針」という。）を定めるものとする。
- 2 実施指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 事業再編の促進の実施に関する次に掲げる事項
 - イ 事業再編促進対象事業の将来の在り方
 - ロ 良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の目標、事業再編による生産性の向上の目標その他の事業再編促進対象事業者による事業再編の目標の設定に関する事項
 - ハ 事業再編促進対象事業者による事業再編の実施方法に関する事項
 - ニ その他事業再編に関する重要事項
 - 二 事業参入の促進の実施に関する次に掲げる事項
 - イ 事業参入促進対象事業の将来の在り方
 - ロ 良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の目標その他の事業参入促進対象事業者による事業参入の目標の設定に関する事項
 - ハ 事業参入促進対象事業者による事業参入の実施方法に関する事項
 - ニ その他事業参入に関する重要事項
- 3 主務大臣は、経済事情の変動により必要が生じたときは、実施指針を変更するものとする。
- 4 主務大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するものとする。
- 5 主務大臣は、実施指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第二節 事業再編に関する計画

（事業再編計画の認定）

- 第十八条** 事業再編促進対象事業者は、その実施しようとする事業再編に関する計画（以下「事業再編計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。
- 2 二以上の事業再編促進対象事業者がその事業再編を共同して実施する場合にあっては、当該二以上の事業再編促進対象事業者は、共同して事業再編計画を作成し、前項の認定を受けることができる。
- 3 事業再編計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 一 良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の目標、事業再編による生産性の向上の目標その他事業再編の目標
 - 二 良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の内容その他事業再編の内容及び実施期間
 - 三 事業再編の実施に必要な資金の額及びその調達方法
 - 四 事業再編に伴う労務に関する事項
- 4 前項第二号に掲げる事項には、事業再編の実施と併せて、施設の撤去又は設備の廃棄を行う場合にあっては当該施設又は設備の種類を、事業再編促進設備等の導入を行

う場合にあつては当該事業再編促進設備等の種類を、それぞれ記載することができる。

- 5 前項の「事業再編促進設備等」とは、農業資材又は農産物の生産又は販売の用に供する設備等であつて、事業再編の促進に特に資するものとして主務省令で定めるものをいう。
- 6 主務大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 当該事業再編計画が実施指針に照らし適切なものであること。
 - 二 当該事業再編計画に係る事業再編が良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の実現に資すると見込まれるものであること。
 - 三 当該事業再編計画に係る事業再編が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
 - 四 当該事業再編計画に係る事業再編が従業員の地位を不当に害するものでないこと。
 - 五 当該事業再編計画に係る事業再編が、国内外の市場の状況に照らして、当該申請を行う事業再編促進対象事業者とその行う事業再編促進対象事業と同一の事業分野に属する事業再編促進対象事業を行う他の事業再編促進対象事業者との間の適正な競争を阻害するものでないこと。
 - 六 当該事業再編計画に係る事業再編が一般消費者及び他の事業者の利益を不当に害するものでないこと。
- 7 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る事業再編計画の内容を公表するものとする。

(事業再編計画の変更等)

- 第十九条** 前条第一項の認定を受けた事業再編促進対象事業者（当該認定に係る事業再編計画に従つて設立された法人を含む。以下「認定事業再編事業者」という。）は、当該認定に係る事業再編計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けるものとする。
- 2 主務大臣は、認定事業再編事業者が当該認定に係る事業再編計画（前項の規定による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定事業再編計画」という。）に従つて事業再編を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
 - 3 主務大臣は、認定事業再編計画が前条第六項各号のいずれかに該当しないものとなつたと認めるときは、認定事業再編事業者に対して、当該認定事業再編計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。
 - 4 主務大臣は、前二項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。
 - 5 前条第六項及び第七項の規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。

(公正取引委員会との関係)

- 第二十条** 主務大臣は、第十八条第一項の認定（前条第一項の規定による変更の認定を含む。第三項において同じ。）をしようとする場合において、当該認定に係る申請を行う事業再編促進対象事業者の事業再編が、当該事業再編促進対象事業者の行う事業再編促進対象事業の属する事業分野における適正な競争を阻害するおそれがあるもの

として政令で定めるものに該当するときは、あらかじめ、公正取引委員会に、当該認定に係る申請書の写しを送付し、協議するものとする。

- 2 主務大臣及び公正取引委員会は、前項の規定による協議に当たっては、手続の迅速かつ適確な実施を図るため、相互に緊密に連絡するものとする。
- 3 主務大臣及び公正取引委員会は、第一項の規定による送付に係る事業再編計画であって主務大臣が第十八条第一項の認定をしたものに従ってする行為について、当該認定後の経済事情の変動により事業再編促進対象事業者間の適正な競争を阻害し、並びに一般消費者及び他の事業者の利益を不当に害することとならないよう、相互に緊密に連絡するものとする。

第三節 事業参入に関する計画

(事業参入計画の認定)

第二十一条 事業参入促進対象事業者は、その実施しようとする事業参入に関する計画（以下「事業参入計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その認定を受けることができる。

- 2 二以上の事業参入促進対象事業者がその事業参入を共同して実施する場合にあっては、当該二以上の事業参入促進対象事業者は、共同して事業参入計画を作成し、前項の認定を受けることができる。
- 3 事業参入計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の目標その他事業参入の目標
 - 二 良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の内容その他事業参入の内容及び実施時期
 - 三 事業参入の実施に必要な資金の額及びその調達方法
- 4 主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認定をするものとする。
 - 一 当該事業参入計画が実施指針に照らし適切なものであること。
 - 二 当該事業参入計画に係る事業参入が良質かつ低廉な農業資材の供給又は農産物流通等の合理化の実現に資すると見込まれるものであること。
 - 三 当該事業参入計画に係る事業参入が円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。
- 5 主務大臣は、第一項の認定をしたときは、主務省令で定めるところにより、当該認定に係る事業参入計画の内容を公表するものとする。

(事業参入計画の変更等)

第二十二条 前条第一項の認定を受けた事業参入促進対象事業者（当該認定に係る事業参入計画に従って設立された法人を含む。以下「認定事業参入事業者」という。）は、当該認定に係る事業参入計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けるものとする。

- 2 主務大臣は、認定事業参入事業者が当該認定に係る事業参入計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定事業参入計画」という。）に従って事業参入を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。
- 3 主務大臣は、認定事業参入計画が前条第四項各号のいずれかに該当しないものとなったと認めるときは、認定事業参入事業者に対して、当該認定事業参入計画の変更を

指示し、又はその認定を取り消すことができる。

- 4 主務大臣は、前二項の規定による認定の取消しをしたときは、その旨を公表するものとする。
- 5 前条第四項及び第五項の規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。

第四節 支援措置

第一款 事業の譲渡の場合の債権者の異議の催告等

第二十三条 農業生産関連事業者であつて株式会社であるもの（以下この項及び第四項において「会社」という。）は、認定事業再編計画に従つて行われる事業の全部又は一部の譲渡について株主総会若しくは取締役会の決議又は執行役の決定がされたときは、当該決議又は決定の日から二週間以内に、特定債権者（当該会社に対する債権を有する者のうち、当該事業の全部又は一部の譲渡に伴い、当該事業の全部又は一部を譲り受ける者に対する債権を有することとなり、当該債権を当該会社に対して有しないこととなる者をいう。第三項及び第四項において同じ。）に対して各別に、当該事業の全部又は一部の譲渡の要領を通知し、かつ、当該事業の全部又は一部の譲渡に異議のある場合には一定の期間内に異議を述べるべき旨を催告することができる。

- 2 前項の期間は、一月を下つてはならない。
- 3 第一項の規定による催告を受けた特定債権者が同項の期間内に異議を述べなかつたときは、当該特定債権者は、当該事業の全部又は一部の譲渡を承認したものとみなす。
- 4 特定債権者が第一項の期間内に異議を述べたときは、当該会社は、弁済し、又は相当の担保を提供し、若しくは特定債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社若しくは信託業務を営む金融機関に相当の財産を信託しなければならない。ただし、当該事業の全部又は一部の譲渡をしても当該特定債権者を害するおそれがないときは、この限りでない。

第二款 独立行政法人中小企業基盤整備機構の行う事業再編等促進業務

第二十四条 独立行政法人中小企業基盤整備機構は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める資金を調達するために発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。第二十七条第七号において同じ。）及び当該資金の借入れに係る債務の保証の業務を行う。

- 一 認定事業再編事業者 認定事業再編計画に従つて事業再編を実施するために必要な資金
- 二 認定事業参入事業者 認定事業参入計画に従つて事業参入を実施するために必要な資金

第三款 株式会社日本政策金融公庫の行う事業再編等促進業務

（資金の貸付け）

第二十五条 株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）は、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号。以下「公庫法」という。）第十一条に規定する業務のほか、次の各号に掲げる者に対し、農業の健全な発展に資する長期かつ低利の資金であつて当該各号に定めるもの（他の金融機関が融通することを困難とす

るものに限る。)のうち農林水産大臣及び財務大臣が指定するものの貸付けの業務を行うことができる。

一 認定事業再編事業者(中小企業者(公庫法第二条第三号に規定する中小企業者をいう。次号及び次条第一項において同じ。))に限る。) 認定事業再編計画に従って事業再編を実施するために必要な資金(償還期限が十年を超えるものに限る。)

二 認定事業参入事業者(中小企業者に限る。) 認定事業参入計画に従って事業参入を実施するために必要な資金(償還期限が十年を超えるものに限る。)

2 前項に規定する資金の貸付けの利率、償還期限及び据置期間については、政令で定める範囲内で、公庫が定める。

3 第一項の規定により公庫が行う同項に規定する資金の貸付けについての公庫法第十一条第一項第六号、第十二条第一項、第三十一条第二項第一号ロ、第四十一条第二号、第五十三条、第五十八条、第五十九条第一項、第六十四条第一項第四号、第七十三条第三号及び別表第二第九号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

第十一条第一項第六号	掲げる業務	掲げる業務及び農業競争力強化支援法(平成二十九年法律第三十五号)第二十五条第一項に規定する業務
第十二条第一項	掲げる業務	掲げる業務及び農業競争力強化支援法第二十五条第一項に規定する業務
第三十一条第二項第一号ロ及び第四十一条第二号	又は別表第二第二号に掲げる業務	若しくは別表第二第二号に掲げる業務又は農業競争力強化支援法第二十五条第一項に規定する業務
	同項第五号	同法第二十五条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号
第五十三条	同項第五号	農業競争力強化支援法第二十五条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号
第五十八条及び第五十九条第一項	この法律	この法律、農業競争力強化支援法
第六十四条第一項第四号	又は別表第二第二号に掲げる業務	若しくは別表第二第二号に掲げる業務又は農業競争力強化支援法第二十五条第一項に規定する業務
	同項第五号	同法第二十五条第一項に規定する業務並びに第十一条第一項第五号
第七十三条第三号	第十一条	第十一条及び農業競争力強化支援法第二十五条第一項
別表第二第九号	又は別表第一第一号から第十四号までの	若しくは別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務又は農

	下欄に掲げる資金の貸付けの業務	業競争力強化支援法第二十五条第一項に規定する業務
--	-----------------	--------------------------

(債務の保証)

第二十六条 公庫は、公庫法第十一条の規定にかかわらず、次に掲げる業務を行うことができる。

- 一 認定事業再編事業者（中小企業者及び海外におけるこれに準ずるものとして農林水産省令・経済産業省令・財務省令で定めるものに限る。）が認定事業再編計画に従って海外において事業再編を実施するために必要な長期の資金であつて農林水産大臣、経済産業大臣及び財務大臣が指定するものの借入れ（外国の銀行その他の金融機関のうち農林水産省令・経済産業省令・財務省令で定めるものからの借入れに限る。次号において同じ。）に係る債務の保証（債務を負担する行為であつて債務の保証に準ずるものを含む。同号において同じ。）を行うこと。
 - 二 認定事業参入事業者（中小企業者及び海外におけるこれに準ずるものとして農林水産省令・経済産業省令・財務省令で定めるものに限る。）が認定事業参入計画に従って海外において事業参入を実施するために必要な長期の資金であつて農林水産大臣、経済産業大臣及び財務大臣が指定するものの借入れに係る債務の保証を行うこと。
- 2 前項の規定による債務の保証は、公庫法の適用については、公庫法第十一条第一項第二号の規定による公庫法別表第二第四号の下欄に掲げる業務とみなす。

第四款 株式会社農林漁業成長産業化支援機構の行う事業再編等支援業務

(出資等)

第二十七条 支援機構は、株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（平成二十四年法律第八十三号。第三十条において「支援機構法」という。）第二十一条第一項第一号から第十五号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。

- 一 支援対象事業再編等事業者（認定事業再編事業者及び認定事業参入事業者（以下「認定事業再編等事業者」という。）のうち第二十九条第一項の規定により支援の対象となったものをいう。以下同じ。）に対する出資
- 二 支援対象事業再編等支援団体（認定事業再編等事業者に対し資金供給その他の支援を行う団体（以下「事業再編等支援団体」という。）のうち第二十九条第一項の規定により支援の対象となったものをいう。次号及び第八号において同じ。）に対する出資
- 三 支援対象事業再編等支援団体に対する基金（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成十八年法律第四十八号）第百三十一条に規定する基金をいう。）の拠出
- 四 支援対象事業再編等事業者に対する資金の貸付け
- 五 支援対象事業再編等事業者が発行する有価証券（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第一項に規定する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。以下この号において同じ。）及び支援対象事業再編等事業者が保有する有価証券の取得
- 六 支援対象事業再編等事業者に対する金銭債権及び支援対象事業再編等事業者が保有する金銭債権の取得
- 七 支援対象事業再編等事業者が発行する社債及び資金の借入れに係る債務の保証

- 八 支援対象事業再編等支援団体が行う第二号の資金供給その他の支援に関する指導、勧告その他の措置
- 九 事業再編又は事業参入を実施し、又は実施しようとする事業者に対する専門家の派遣
- 十 事業再編又は事業参入を実施し、又は実施しようとする事業者に対する助言
- 十一 前各号に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査
- 十二 事業再編及び事業参入並びに認定事業再編等事業者に対し資金供給その他の支援を行う事業活動（次条第一項において「事業再編等事業活動」という。）を推進するために必要な調査及び情報の提供
- 十三 前各号に掲げる業務に附帯する業務

（事業再編等支援基準）

第二十八条 農林水産大臣は、支援機構が事業再編等事業活動の支援（前条第一号から第七号までに掲げる業務によりされるものに限る。以下「事業再編等支援」という。）の対象となる認定事業再編等事業者又は事業再編等支援団体及び当該事業再編等支援の内容を決定するに当たって従うべき基準（以下「事業再編等支援基準」という。）を定めるものとする。

- 2 事業再編等支援基準は、良質かつ低廉な農業資材の供給及び農産物流通等の合理化の実現に資することを旨として定めるものとする。
- 3 農林水産大臣は、事業再編等支援基準を定めようとするときは、あらかじめ、事業再編等支援の対象となる活動に係る事業を所管する大臣（次条第三項及び第四項において「事業所管大臣」という。）の意見を聴くものとする。
- 4 農林水産大臣は、事業再編等支援基準を定めたときは、これを公表するものとする。

（支援決定）

第二十九条 支援機構は、事業再編等支援を行おうとするときは、事業再編等支援基準に従って、その対象となる認定事業再編等事業者又は事業再編等支援団体及び当該事業再編等支援の内容を決定するものとする。

- 2 支援機構は、事業再編等支援をするかどうかを決定しようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣の認可を受けるものとする。
- 3 農林水産大臣は、前項の認可の申請があったときは、遅滞なく、その内容を事業所管大臣に通知するものとする。
- 4 事業所管大臣は、前項の規定による通知を受けた場合において、当該認定事業再編等事業者又は事業再編等支援団体の属する事業分野の実態を考慮して必要があると認めるときは、農林水産大臣に対して意見を述べることができる。

（支援機構法の適用）

第三十条 第二十七条の規定により支援機構が営む同条各号に掲げる業務についての支援機構法第六条第一項第六号、第十五条第一項第一号及び第二号並びに第三項、第二十一条第一項第十六号、第二十四条、第二十五条第一項及び第二項、第二十六条、第二十七条、第三十四条、第三十七条、第三十九条第一項、第二項及び第五項、第四十条、第四十六条、第四十七条並びに第四十八条第九号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる支援機構法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とし、支援機構法第十五条第二項の規定は、適用しない。

第六条	業	業務及び農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）第
-----	---	--------------------------------

第一項第六号	務	第二十七条各号に掲げる業務
第十五条第一項第一号	第二十一条第一項第八号	第二十一条第一項第八号及び農業競争力強化支援法第二十七条第八号
第十五条第一項第二号	内容	内容並びに事業再編等支援（農業競争力強化支援法第二十八条第一項に規定する事業再編等支援をいう。以下この号及び第二十七条において同じ。）の対象となる認定事業再編等事業者（同法第二十七条第一号に規定する認定事業再編等事業者をいう。第二十四条第一項第二号及び第四十条において同じ。）又は事業再編等支援団体（同法第二十七条第二号に規定する事業再編等支援団体をいう。第四十条において同じ。）及び当該事業再編等支援の内容
第十五条第三項	支援対象事業活動支援団体	支援対象事業活動支援団体並びに農業競争力強化支援法第二十七条第一号に規定する支援対象事業再編等事業者（以下「支援対象事業再編等事業者」という。）及び同条第二号に規定する支援対象事業再編等支援団体（以下「支援対象事業再編等支援団体」という。）
第二十一条第一項第十六号	前各号	前各号及び農業競争力強化支援法第二十七条各号
第二十四条第一項	前条第一項	前条第一項又は農業競争力強化支援法第二十九条第一項

第二十四条第一項第一号	とき	とき又は支援対象事業再編等事業者が事業再編（農業競争力強化支援法第二条第五項に規定する事業再編をいう。第二十七条及び第四十条において同じ。）若しくは事業参入（同法第二条第六項に規定する事業参入をいう。第二十七条及び第四十条において同じ。）を行わないとき
第二十四条第一項第二号	とき	とき又は支援対象事業再編等支援団体が認定事業再編等事業者に対し資金供給その他の支援を行わないとき
第二十四条第一項第三号及び第二項並びに第二十五条第一項及び第二項	又は支援対象事業活動支援団体	若しくは支援対象事業活動支援団体又は支援対象事業再編等事業者若しくは支援対象事業再編等支援団体
第二十六条	支援対象事業活動支援団体	支援対象事業活動支援団体並びに支援対象事業再編等事業者及び支援対象事業再編等支援団体
第二十七条	寄与する事業	寄与する事業並びに事業再編等支援その他の事業再編及び事業参入の円滑かつ確実な実施に寄与する事業

第三十四條	この法律	この法律又は農業競争力強化支援法
第三十七條	業務	業務及び農業競争力強化支援法第二十七條各号に掲げる業務
第三十九條第一項	この法律	この法律又は農業競争力強化支援法
第三十九條第二項	この法律	この法律又は農業競争力強化支援法
	支援対象事業活動支援団体	支援対象事業活動支援団体若しくは支援対象事業再編等支援団体
第三十九條第五項	支援対象事業活動支援団体	支援対象事業活動支援団体又は支援対象事業再編等支援団体
第四十條	、対象	、対象事業活動並びに事業再編及び事業参入

	事業活動	
	対象事業活動支援団体	対象事業活動支援団体並びに認定事業再編等事業者及び事業再編等支援団体
第四十六条	第三十九条第一項	農業競争力強化支援法第三十条の規定により読み替えて適用する第三十九条第一項
第四十七条	第三十九条第二項	農業競争力強化支援法第三十条の規定により読み替えて適用する第三十九条第二項
第四十八条第九号	第三十四条第二項	農業競争力強化支援法第三十条の規定により読み替えて適用する第三十四条第二項

第五節 雑則

(情報の収集、整理及び提供)

第三十一条 国は、事業再編又は事業参入の促進に資するよう、これらの取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(雇用の安定等)

第三十二条 認定事業再編事業者は、認定事業再編計画に従って事業再編を実施するに当たっては、その雇用する労働者の理解と協力を得るとともに、当該労働者について、失業の予防その他雇用の安定を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国は、認定事業再編事業者の雇用する労働者について、失業の予防その他雇用の安定を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国は、認定事業再編事業者に雇用されていた労働者について、就職のあつせんその他その職業及び生活の安定に資するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 国は、前二項の労働者について、職業訓練の実施その他の能力の開発及び向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

5 国は、認定事業再編事業者の関連中小企業者について、その新たな経済的環境への適応の円滑化に資するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(指導及び助言)

第三十三条 国は、認定事業再編事業者又は認定事業参入事業者に対し、事業再編又は事業参入の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(報告の徴収)

第三十四条 主務大臣は、認定事業再編事業者又は認定事業参入事業者に対し、認定事業再編計画又は認定事業参入計画の実施状況について報告を求めることができる。

第四章 雑則

(主務大臣等)

第三十五条 この法律における主務大臣は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める大臣とする。ただし、第六条及び第十七条に規定する主務大臣は、農林水産大臣及び農業生産関連事業を所管する大臣とする。

一 事業再編計画に関する事項 農林水産大臣及び当該事業再編計画に係る農業生産関連事業を所管する大臣

二 事業参入計画に関する事項 農林水産大臣及び当該事業参入計画に係る農業生産関連事業を所管する大臣

2 この法律における主務省令は、農林水産大臣及び農業生産関連事業を所管する大臣の共同で発する命令とする。

(権限の委任)

第三十六条 この法律に規定する主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

第五章 罰則

第三十七条 第三十四条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又

は人に対して同項の刑を科する。

第三十八条 第二十九条第二項の規定に違反して、農林水産大臣の認可を受けなかった場合には、その違反行為をした支援機構の取締役、会計参与若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 第十六条第一項の規定による最初の調査は、この法律の施行の日からおおむね一年以内に行うものとする。

2 第十六条第二項の規定による最初の検討は、この法律の施行の日からおおむね二年以内に行うものとする。

(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

種苗法の一部を改正する法律案新旧対照条文目次

○ 種苗法（平成十年法律第八十三号）	1
○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）	21
○ 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第九十二号）	23
○ 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号）	24
○ 米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十五号）	25
○ 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）	26
○ 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）	27
○ 花きの振興に関する法律（平成二十六年法律第二百二号）	28

○ 種苗法の一部を改正する法律案新旧対照条文
種苗法（平成十年法律第八十三号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章（略）</p> <p>第一節（第三節）（略）</p> <p>第四節 育成者権（第十九条—第三十二条の二）</p> <p>第五節・第六節（略）</p> <p>第七節 雑則（第五十条—第五十七条の二）</p> <p>第三章・第四章（略）</p> <p>附則</p> <p>（品種登録の要件）</p> <p>第三条 次に掲げる要件を備えた品種の育成（人為的変異又は自然の変異に係る特性を固定し又は検定することをいう。以下同じ。）をした者又はその承継人（以下「育成者」という。）は、その品種についての登録（以下「品種登録」という。）を受けることができる。</p> <p>一 品種登録出願（第五条第一項の規定による品種登録の出願をいう。以下同じ。）前に日本国内又は外国において公然知られた他の品種と特性の全部又は一部によって明確に区別されること。</p> <p>二 同一の繁殖の段階に属する植物体の全てが特性の全部において十分に類似していること。</p> <p>三（略）</p> <p>2 農林水産大臣は、前項第一号に掲げる要件に該当するかどうかの判断をするに当たっては、品種登録出願に係る品種（以下「出願品種」という。）と公然知られた他の品種との特性の相違の内</p>	<p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章（略）</p> <p>第一節（第三節）（略）</p> <p>第四節 育成者権（第十九条—第三十二条）</p> <p>第五節・第六節（略）</p> <p>第七節 雑則（第五十条—第五十七条）</p> <p>第三章・第四章（略）</p> <p>附則</p> <p>（品種登録の要件）</p> <p>第三条 次に掲げる要件を備えた品種の育成（人為的変異又は自然の変異に係る特性を固定し又は検定することをいう。以下同じ。）をした者又はその承継人（以下「育成者」という。）は、その品種についての登録（以下「品種登録」という。）を受けることができる。</p> <p>一 品種登録出願前に日本国内又は外国において公然知られた他の品種と特性の全部又は一部によって明確に区別されること。</p> <p>二 同一の繁殖の段階に属する植物体のすべてが特性の全部において十分に類似していること。</p> <p>三（略）</p> <p>（新設）</p>

容及び程度、これらの品種が属する農林水産植物の種類及び性質等を総合的に考慮するものとする。

3 (略)

第四条 品種登録は、出願品種の名称が次の各号のいずれかに該当する場合には、受けることができない。

一、四 (略)

2 品種登録は、出願品種の種苗又は収穫物が、日本国内において品種登録出願の日から一年遡った日前に、外国において当該品種登録出願の日から四年（永年性植物として農林水産省令で定める農林水産植物の種類に属する品種にあつては、六年）遡った日前に、それぞれ業として譲渡されていた場合には、受けることができない。ただし、その譲渡が、試験若しくは研究のためのものである場合又は育成者の意に反してされたものである場合は、この限りでない。

(品種登録出願)

第五条 品種登録を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した願書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一、三 (略)

四 出願者が保持していると思料する出願品種の特性

五、六 (略)

2 前項の願書には、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した説明書及び出願品種の植物体の写真その他出願品種が同項第四号に掲げる特性を保持していることを証する資料を添付しなければならない。

3 (略)

(出願料)

2 (略)

第四条 品種登録は、品種登録出願に係る品種（以下「出願品種」という。）の名称が次の各号のいずれかに該当する場合には、受けることができない。

一、四 (略)

2 品種登録は、出願品種の種苗又は収穫物が、日本国内において品種登録出願の日から一年さかのぼった日前に、外国において当該品種登録出願の日から四年（永年性植物として農林水産省令で定める農林水産植物の種類に属する品種にあつては、六年）さかのぼった日前に、それぞれ業として譲渡されていた場合には、受けることができない。ただし、その譲渡が、試験若しくは研究のためのものである場合又は育成者の意に反してされたものである場合は、この限りでない。

(品種登録出願)

第五条 品種登録を受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した願書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一、三 (略)

(新設)

四、五 (略)

2 前項の願書には、農林水産省令で定めるところにより、農林水産省令で定める事項を記載した説明書及び出願品種の植物体の写真を添付しなければならない。

3 (略)

(出願料)

第六条 出願者は、一件につき一万四千元を超えない範囲内で農林水産省令で定める額の出願料を納付しなければならない。

2 4 (略)

(職務育成品種)

第八条 (略)

2 職務育成品種については、契約、勤務規則その他の定めにおいてあらかじめ使用者等が品種登録出願することを定めているときは、当該職務育成品種に係る品種登録を受ける地位は、当該使用者等が有するものとする。この場合において、従業者等は、相当の金銭その他の経済上の利益（次項において「相当の利益」という。）を受け権利を有する。

3 前項の規定により受け取るべき相当の利益の内容は、その職務育成品種の育成により使用者等が受けるべき利益の額、その育成に關連する使用者等の負担及び貢献の程度並びに従業者等の処遇その他の事情を考慮して定めなければならない。

4 第二項後段及び前項の規定は、契約、勤務規則その他の定めにより、職務育成品種について、使用者等が品種登録出願をしたとき（第二項の場合を除く。）、従業者等がした品種登録出願の出願者の名義を使用者等に変更したとき、又は従業者等が品種登録を受けた場合において使用者等に育成者権を承継させ若しくは使用者等のため専用利用権を設定したときについて準用する。

5 (略)

(外国人の権利の享有)

第十条 日本国内に住所及び居所（法人にあつては、営業所）を有しない外国人は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、育成者権その他育成者権に関する権利を享有することができない。

第六条 出願者は、一件につき四万七千二百円を超えない範囲内で農林水産省令で定める額の出願料を納付しなければならない。

2 4 (略)

(職務育成品種)

第八条 (略)

(新設)

(新設)

2 従業者等は、契約、勤務規則その他の定めにより、職務育成品種について、使用者等が品種登録出願をしたとき、従業者等がした品種登録出願の出願者の名義を使用者等に変更したとき、又は従業者等が品種登録を受けた場合において使用者等に育成者権を承継させ若しくは使用者等のため専用利用権を設定したときは、使用者等に対し、その職務育成品種により使用者等が受けるべき利益の額及びその職務育成品種の育成がされるについて使用者等が貢献した程度を考慮して定められる対価の支払を請求することができる。

3 (略)

(外国人の権利の享有)

第十条 日本国内に住所及び居所（法人にあつては、営業所）を有しない外国人は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、育成者権その他育成者権に関する権利を享有することができない。

一〇三 (略)

四 前三号に掲げる場合のほか、条約に別段の定めがある場合

(品種登録管理人の品種登録出願手続等)

第十条の二 日本国内に住所及び居所(法人にあつては、営業所)を有しない者(次項において「在外者」という。)は、農林水産省令で定める場合を除き、その者の品種登録に関する代理人であつて日本国内に住所又は居所を有するもの(同項において「品種登録管理人」という。)によらなければ、品種登録出願その他品種登録に関する手続(同項において単に「手続」という。)をすることができない。

2 品種登録管理人は、一切の手続について本人を代理する。ただし、在外者が品種登録管理人の代理権の範囲を制限したときは、この限りでない。

(優先権)

第十一条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める場合には、当該出願の時に、農林水産省令で定めるところにより、優先権を主張することができる。

一 (略)

2 二 第十条第三号に規定する国であつて日本国民に対し日本国と同一の条件により優先権の主張を認めるもの(締約国及び同盟国を除く。以下「特定国」という。)に対する品種登録出願に相当する出願(以下「特定国出願」という。)をした者又はその承継人(日本国民又は当該特定国に属する者に限る。) 特定国出願のうち最先の出願(当該特定国に属する者にあつては、当該特定国出願)をした日(以下「特定国出願日」という。)の翌日から一年以内に当該特定国出願に係る品種につき品種登録出願をする場合

2 (略)

一〇三 (略)

(新設)

(新設)

(優先権)

第十一条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める場合には、当該出願の時に、農林水産省令で定めるところにより、優先権を主張することができる。

一 (略)

2 二 前条第三号に規定する国であつて日本国民に対し日本国と同一の条件により優先権の主張を認めるもの(締約国及び同盟国を除く。以下「特定国」という。)に対する品種登録出願に相当する出願(以下「特定国出願」という。)をした者又はその承継人(日本国民又は当該特定国に属する者に限る。) 特定国出願のうち最先の出願(当該特定国に属する者にあつては、当該特定国出願)をした日(以下「特定国出願日」という。)の翌日から一年以内に当該特定国出願に係る品種につき品種登録出願をする場合

2 (略)

(出願品種の審査)

第十五条 (略)

2 農林水産大臣は、出願品種の審査をするに当たっては、現地調査又は栽培試験を行うものとする。ただし、出願品種の審査上その必要がないと認められる場合は、この限りでない。

3 農林水産大臣は、関係行政機関、学校その他適当と認める者に対し、前項の規定による現地調査又は栽培試験の実施に關して必要な協力を依頼することができる。

4 (略)

(削る。)

(研究機構による現地調査又は栽培試験の実施)

第十五条の二 農林水産大臣は、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構(以下「研究機構」という。)に前条第二項の規定による現地調査又は栽培試験を行わせることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定により研究機構に現地調査又は栽培試験を行わせるときは、当該現地調査又は栽培試験を行わないものとする。

3 研究機構は、農林水産大臣の同意を得て、関係行政機関、学校その他適当と認める者に対し、第一項の規定による現地調査又は栽培試験の実施に關して必要な協力を依頼することができる。

4 研究機構は、第一項の規定による現地調査又は栽培試験を行つたときは、遅滞なく、農林水産省令で定めるところにより、当該現地調査又は栽培試験の結果を農林水産大臣に通知しなければならない。

(出願品種の審査)

第十五条 (略)

2 農林水産大臣は、出願品種の審査をするに当たっては、その職員に現地調査を行わせ、又は国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構(以下「研究機構」という。)に栽培試験を行わせるものとする。ただし、出願品種の審査上その必要がないと認められる場合は、この限りでない。

3 農林水産大臣は、前項の規定による現地調査を関係行政機関、学校その他適当と認める者に依頼することができる。

4 (略)

5 研究機構は、農林水産大臣の同意を得て、第二項の規定による栽培試験を関係行政機関、学校その他適当と認める者に依頼することができる。

6 農林水産大臣は、第二項の栽培試験の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、研究機構に対し、当該業務に關し必要な命令をすることができる。

(新設)

らない。

5| 農林水産大臣は、第一項の現地調査又は栽培試験の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、研究機構に対し、当該業務に関し必要な命令をすることができる。

(現地調査又は栽培試験に係る手数料)

第十五条の三 出願者は、第十五条第二項又は前条第一項の現地調査又は栽培試験に係る実費を勘案して農林水産省令で定める額の手数料を国(研究機構が同項の規定による現地調査又は栽培試験を行う場合にあつては、研究機構)に納付しなければならない。

2| 農林水産大臣又は研究機構は、農林水産省令で定めるところにより、前項の手数料の額を出願者に通知するものとする。

3| 第一項の規定により研究機構に納付された手数料は、研究機構の収入とする。

(現地調査又は栽培試験に係る手数料の納付命令)

第十五条の四 農林水産大臣は、出願者が前条第一項の規定により国に納付すべき手数料を納付しないときは、当該出願者に対し、相当の期間を指定して、当該手数料を納付すべきことを命ずることができる。

2| 研究機構は、出願者が前条第一項の規定により研究機構に納付すべき手数料を納付しないときは、農林水産大臣にその旨を申し立てることができる。

3| 農林水産大臣は、前項の規定による申立てがあつたときは、出願者に対し、相当の期間を指定して、研究機構に手数料を納付すべきことを命ずることができる。

(品種登録出願の拒絶)

第十七条 農林水産大臣は、品種登録出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その品種登録出願について、文書により拒絶しなければならない。

(新設)

(新設)

(品種登録出願の拒絶)

第十七条 農林水産大臣は、品種登録出願が次の各号のいずれかに該当するときは、その品種登録出願について、文書により拒絶しなければならない。

一 (略)

二 その出願者が、正当な理由がないのに、第十五条第一項の規定による命令に従わず、同条第二項若しくは第十五条の第二項の規定による現地調査を拒み、又は第十五条の四第一項若しくは第三項若しくは前条第一項の規定による命令に従わないとき。

2 農林水産大臣は、第十五条の二第一項の規定により研究機構に現地調査又は栽培試験を行わせた場合には、品種登録出願が前項第一号(第三条第一項の規定に係る部分に限る。)に該当するかどうかの判断をするに当たっては、研究機構が第十五条の二第四項の規定により通知する現地調査又は栽培試験の結果を考慮するものとする。

3 農林水産大臣は、第一項の規定により品種登録出願について拒絶しようとするときは、その出願者に対し、拒絶の理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

(審査特性の訂正)

第十七条の二 農林水産大臣は、品種登録をするときは、あらかじめ、当該出願品種について審査により特定した特性(以下「審査特性」という。)を出願者に通知しなければならない。

2 前項の規定による通知を受けた出願者は、当該出願品種の審査特性が事実と異なると思料するときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に対し、当該審査特性の訂正を求めることができる。

3 農林水産大臣は、前項の規定による求めがあつたときは、明らかに当該求めに係る事実がないと認める場合を除き、当該審査特性が事実かどうかについて調査を行うものとする。

4 農林水産大臣は、前項の規定による調査の結果、当該審査特性が事実と異なることが判明したときは、当該審査特性の訂正をしなければならない。

一 (略)

二 その出願者が、正当な理由がないのに、第十五条第一項の規定による命令に従わず、同条第二項の規定による現地調査を拒み、又は前条第一項の規定による命令に従わないとき。

(新設)

2 農林水産大臣は、前項の規定により品種登録出願について拒絶しようとするときは、その出願者に対し、拒絶の理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

(新設)

5 農林水産大臣は、前項の規定による訂正をしたとき、又は当該訂正をしない旨の決定をしたときは、第二項の規定による求めをした出願者に対し、遅滞なく、その旨（当該訂正をしない旨の決定をしたときは、その理由を含む。）を通知しなければならない。

6 第十五条から第十五条の四までの規定は、第三項の規定による調査について準用する。

7 前条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、第二項の規定による訂正の求めについて準用する。この場合において、同号中「第十五条第一項」とあるのは「次条第六項において準用する第十五条第一項」と、「同条第二項」とあるのは「次条第六項において準用する第十五条第二項」と、「第十五条の四第一項」とあるのは「次条第六項において準用する第十五条の四第一項」と読み替えるものとする。

（品種登録）

第十八条 農林水産大臣は、品種登録出願につき第十七条第一項の規定により拒絶する場合を除き、品種登録をしなければならぬ。

2 品種登録は、品種登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 三 （略）

四 品種の審査特性（前条第四項の規定による訂正をしたときは、当該訂正後のもの）

五 七 （略）

3 農林水産大臣は、第一項の規定による品種登録をしたときは、当該品種登録を受けた者に対しその旨を通知するとともに、前項第一号から第六号までに掲げる事項及び農林水産省令で定める事項を公示しなければならない。

（育成者権の効力が及ばない範囲）

（品種登録）
第十八条 農林水産大臣は、品種登録出願につき前条第一項の規定により拒絶する場合を除き、品種登録をしなければならぬ。

2 品種登録は、品種登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 三 （略）

四 品種の特性

五 七 （略）

3 農林水産大臣は、第一項の規定による品種登録をしたときは、当該品種登録を受けた者に対しその旨を通知するとともに、農林水産省令で定める事項を公示しなければならない。

（育成者権の効力が及ばない範囲）

第二十一条 (略)

(削る。)

(削る。)

2| 育成者権者、専利用権者若しくは通常利用権者の行為又は前項各号に掲げる行為により登録品種、登録品種と特性により明確に区別されない品種及び登録品種に係る前条第二項各号に掲げる品種(以下「登録品種等」と総称する。)の種苗、収穫物又は加工品が譲渡されたときは、当該登録品種の育成者権の効力は、その譲渡された種苗、収穫物又は加工品の利用には及ばない。ただし、当該登録品種等の種苗を生産する行為、当該登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為については、この限りでない。

(育成者権の効力が及ばない範囲の特例)

第二十一条の二 品種登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる場合において、当該品種登録に係る育成者権の適切な行使を確保するため、農林水産省令で定めるところにより、品種登録出願と同時に当該各号に定める事項を農林水産大臣に届け出ることができる。

一 出願品種の保護が図られないおそれがある国への当該出願品種の種苗の流出を防止しようとする場合 次に掲げる事項

第二十一条 (略)

2| 農業を営む者で政令で定めるものが、最初に育成者権者、専利用権者又は通常利用権者により譲渡された登録品種、登録品種と特性により明確に区別されない品種及び登録品種に係る前条第二項各号に掲げる品種(以下「登録品種等」と総称する。)の種苗を用いて収穫物を得、その収穫物を自己の農業経営において更に種苗として用いる場合には、育成者権の効力は、その更に用いた種苗、これを用いて得た収穫物及びその収穫物に係る加工品には及ばない。ただし、契約で別段の定めをした場合は、この限りでない。

3| 前項の規定は、農林水産省令で定める栄養繁殖をする植物に属する品種の種苗を用いる場合は、適用しない。

4| 育成者権者、専利用権者若しくは通常利用権者の行為又は前項各号に掲げる行為により登録品種等の種苗、収穫物又は加工品が譲渡されたときは、当該登録品種の育成者権の効力は、その譲渡された種苗、収穫物又は加工品の利用には及ばない。ただし、当該登録品種等の種苗を生産する行為、当該登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもって収穫物を輸出する行為については、この限りでない。

(新設)

- イ 出願者が当該出願品種の保護が図られないおそれがない国として指定する国（前条第二項ただし書に規定する国を除く。以下「指定国」という。）
- ロ 前条第二項ただし書に規定する国以外の国であつて指定国以外の国に対し種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費以外の目的をもつて収穫物を輸出する行為を制限する旨
- 二 出願品種の産地を形成しようとする場合 次に掲げる事項
- イ 出願者が当該出願品種の産地を形成しようとする地域として指定する地域（以下「指定地域」という。）
- ロ 指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる収穫物を生産する行為を制限する旨
- 2 前項の規定による届出をした者（その承継人を含む。次条第一項及び第二項並びに第二十一条の四第一項及び第二項において同じ。）は、次項の規定による公示（第十三条第一項の規定による公示と併せてされたものに限る。）前に限り、当該届出に係る指定国又は指定地域の指定の全部又は一部を取り消す旨を農林水産大臣に届け出ることができる。
- 3 農林水産大臣は、第一項の規定による届出があつた場合には、第十三条第一項又は第十八条第三項の規定による公示の際、これらの公示と併せて、それぞれ第十三条第一項第一号から第四号までに掲げる事項及び当該届出に係る事項（前項の規定による届出があつた場合には、当該届出に係る変更後の事項。以下この項及び次項並びに第二十一条の四第三項において同じ。）又は第十八条第二項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる事項並びに当該届出に係る事項を公示しなければならない。
- 4 農林水産大臣は、前項の規定による公示（第十八条第三項の規定による公示と併せてされたものに限る。）をした場合には、品種登録簿に第一項の規定による届出に係る事項及び当該公示をした年月日を記載するものとする。
- 5 登録品種の種苗を業として譲渡する者は、農林水産大臣が前項に規定する公示をした日の翌日以後は、当該公示に係る登録品種

の種苗を譲渡する場合には、その譲渡する種苗又はその種苗の包装に、第五十五条第一項の規定による表示に加え、農林水産省令で定めるところにより、その種苗が第一項第一号口又は第二号口に規定する制限が付されている旨及び当該制限の内容について当該公示がされている旨の表示を付さなければならない。

6 登録品種の種苗の譲渡のための展示又は広告を業として行う者は、農林水産大臣が第四項に規定する公示をした日の翌日以後は、当該公示に係る登録品種の種苗の譲渡のための展示をする場合にはその展示をする種苗又はその種苗の包装に、当該公示に係る登録品種の種苗の譲渡のための広告をする場合にはその広告に、第五十五条第二項の規定による表示に加え、農林水産省令で定めるところにより、それぞれその種苗が第一項第一号口若しくは第二号口に規定する制限が付されている旨及び当該制限の内容について当該公示がされている旨の表示を付し、又はこれらを表示しなければならない。

7 農林水産大臣が第四項に規定する公示をした日の翌日以後は、前条第二項本文の規定にかかわらず、育成者権の効力は、当該公示に係る登録品種等についての第一項第一号口又は第二号口に規定する行為（以下「輸出等の行為」という。）には及ぶものとする。

（指定国又は指定地域の追加）

第二十一条の三 前条第一項の規定による届出をした者は、同条第四項に規定する公示がされた後において、当該登録品種について指定国又は指定地域を追加する必要があると認めるときは、農林水産省令で定めるところにより、指定国又は指定地域を追加する旨を農林水産大臣に届け出ることができる。

2 前項の規定による届出をした者は、次項の規定による公示前限り、当該届出に係る指定国又は指定地域の追加の全部又は一部を取り消す旨を農林水産大臣に届け出ることができる。

3 農林水産大臣は、第一項の規定による届出があつた場合（前項

（新設）

の規定による指定国又は指定地域の追加の全部を取り消す旨の届出があつた場合を除く。）には、当該登録品種に係る第十八条第二項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる事項並びに当該届出に係る事項（前項の規定による届出があつた場合には、当該届出に係る変更後の事項。次項及び次条第三項において同じ。）を公示しなければならない。

4 農林水産大臣は、前項の規定による公示をした場合には、品種登録簿に第一項の規定による届出に係る事項及び当該公示をした年月日を記載するものとする。

5 農林水産大臣が第三項の規定による公示をした日の翌日以後は、当該公示に係る登録品種等について追加された指定国又は指定地域に係る輸出等の行為については、前条第七項の規定は、適用しない。

（届出の取下げ）

第二十一条の四 第二十一条の二第一項の規定による届出をした者は、同条第四項に規定する公示がされた後において、当該登録品種について輸出等の行為に係る制限をする必要がなくなつたと認めるときは、農林水産省令で定めるところにより、当該届出を取り下げる旨を農林水産大臣に届け出ることができる。

2 前項の規定による届出をした者は、次項の規定による公示前限り、当該届出を取り下げる旨を農林水産大臣に届け出ることができる。

3 農林水産大臣は、第一項の規定による届出があつた場合（前項の規定による届出があつた場合を除く。）には、当該登録品種に係る第十八条第二項第一号から第三号まで及び第六号に掲げる事項、第二十一条の二第一項の規定による届出に係る事項（前条第一項の規定による届出に係る事項を含む。）並びに第二十一条の二第一項の規定による届出が取り下げられた旨を公示しなければならない。

4 農林水産大臣は、前項の規定による公示をした場合には、品種

（新設）

登録簿に第二十一条の二第一項の規定による届出が取り下げられた旨及び当該公示をした年月日を記載するものとする。

5 農林水産大臣が第三項の規定による公示をした日の翌日以後は、当該公示に係る登録品種の種苗についての表示については、第二十一条の二第五項及び第六項の規定は、適用しない。

6 農林水産大臣が第三項の規定による公示をした日の翌日以後は、当該公示に係る登録品種等についての輸出等の行為については、第二十一条の二第七項の規定は、適用しない。

(裁定)

第二十八条 (略)

2 (略)

3 農林水産大臣は、前項の規定による申請があつたときは、その旨を公示するとともに、当該申請に係る育成者権者又は専用利用権者その他その登録品種に関し登録した権利を有する者に対し、文書をもつて通知し、相当の期間を指定して、意見を述べる機会を与えなければならない。

4 第二項の規定による申請があつたときは、その登録品種の通常利用権者は、前項に規定する期間内に限り、意見を述べることができる。

5 (略)

8 農林水産大臣は、第二項の裁定をしたときは、その旨を当事者、当事者以外の者であつてその登録品種に関し登録した権利を有するもの及び第四項の規定により意見を述べた通常利用権者に通知しなければならない。

9 前項の規定により当事者に第七項に規定する裁定の通知があつたときは、当該裁定で定めるところにより、当事者間に協議が成立したものとみなす。

(育成者権等の放棄)

第三十一条 育成者権者は、専用利用権者、質権者又は第八条第五

(裁定)

第二十八条 (略)

2 (略)

3 農林水産大臣は、前項の規定による申請があつたときは、その旨を当該申請に係る育成者権者又は専用利用権者その他その登録品種に関し登録した権利を有する者に対し、文書をもつて通知し、相当の期間を指定して、意見を述べる機会を与えなければならない。

(新設)

4 (略)

4 (略)

7 農林水産大臣は、第二項の裁定をしたときは、その旨を当事者及び当事者以外の者であつてその登録品種に関し登録した権利を有するものに通知しなければならない。

8 前項の規定により当事者に第六項に規定する裁定の通知があつたときは、当該裁定で定めるところにより、当事者間に協議が成立したものとみなす。

(育成者権等の放棄)

第三十一条 育成者権者は、専用利用権者、質権者又は第八条第三

項、第二十五条第四項若しくは第二十六条第一項の規定による通常利用権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その育成者権を放棄することができる。

2・3 (略)

(登録の効果)

第三十二条 (略)

2 (略)

(削る。)

(削る。)

(削る。)

(通常利用権の対抗力)

第三十二条の二 通常利用権は、その発生後にその育成者権若しくは専用利用権又はその育成者権についての専用利用権を取得した者に対しても、その効力を有する。

(登録品種と特性により明確に区別されない品種の推定)

第三十五条の二 品種登録簿に記載された登録品種の審査特性により明確に区別されない品種は、当該登録品種と特性により明確に区別されない品種と推定する。

(判定)

第三十五条の三 登録品種について利害関係を有する者は、ある品種が品種登録簿に記載された当該登録品種の審査特性により当該登録品種と明確に区別されない品種であるかどうかについて、農

項、第二十五条第四項若しくは第二十六条第一項の規定による通常利用権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、その育成者権を放棄することができる。

2・3 (略)

(登録の効果)

第三十二条 (略)

2 (略)

3 通常利用権は、その登録をしたときは、その育成者権若しくは専用利用権又はその育成者権についての専用利用権をその後取得した者に対しても、その効力を生ずる。

4 第八条第三項又は第二十七条の規定による通常利用権は、登録しなくても、前項の効力を有する。

5 通常利用権の移転、変更、消滅若しくは処分の制限又は通常利用権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅若しくは処分の

制限は、登録しなければ、第三者に対抗することができない。

(新設)

(新設)

(新設)

林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣の判定を求めることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による求めがあつたときは、必要な調査を行った上で判定を行い、当該求めをした者及び当該登録品種の育成者権者に対し、その結果を通知するものとする。

3 第十五条から第十五条の四までの規定は、前項の調査について準用する。

4 第三条第二項の規定は第二項の判定について、第十七条第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定は第一項の規定による判定の求めについて、それぞれ準用する。この場合において、同号中「第十五条第一項」とあるのは「第三十五条の三第三項において準用する第十五条第一項」と、「同条第二項」とあるのは「第三十五条の三第三項において準用する第十五条第二項」と、「第十五条の四第一項」とあるのは「第三十五条の三第三項において準用する第十五条の四第一項」と読み替えるものとする。

第三十七条（略） （書類の提出等）

2 裁判所は、前項本文の申立てに係る書類が同項本文の書類に該当するかどうか又は同項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、書類の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書類の開示を求めることができない。

3 裁判所は、前項の場合において、第一項本文の申立てに係る書類が同項本文の書類に該当するかどうか又は同項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて前項後段の書類を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等（当事者（法人である場合にあつては、その代表者）又は当事者の代理人（訴訟代理人及び補佐人を除く。）又は使用人その他の従業者をいう。以下同じ。）、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書類を開示することができる。

第三十七条（略） （書類の提出等）

2 裁判所は、前項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、書類の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書類の開示を求めることができない。

3 裁判所は、前項の場合において、第一項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて前項後段の書類を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等（当事者（法人である場合にあつては、その代表者）又は当事者の代理人（訴訟代理人及び補佐人を除く。）又は使用人その他の従業者をいう。以下同じ。）、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書類を開示することができる。

4 | 裁判所は、第二項の場合において、同項後段の書類を開示して専門的な知見に基づく説明を聴くことが必要であると認めるときは、当事者の同意を得て、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編第五章第二節第一款に規定する専門委員に対し、当該書類を開示することができる。

5 | 前各項の規定は、育成者権又は専利用権の侵害に係る訴訟における当該侵害の行為について立証するため必要な検証の目的の提示について準用する。

（訴訟記録の閲覧等の請求の通知等）

第四十二条 秘密保持命令が発せられた訴訟（全ての秘密保持命令が取り消された訴訟を除く。）に係る訴訟記録につき、民事訴訟法第九十二条第一項の決定があつた場合において、当事者から同項に規定する秘密記載部分の閲覧等の請求があり、かつ、その請求の手續を行った者が当該訴訟において秘密保持命令を受けていない者であるときは、裁判所書記官は、同項の申立てをした当事者（その請求をした者を除く。第三項において同じ。）に対し、その請求後直ちに、その請求があつた旨を通知しなければならない。

2 | (略)

3 | 前二項の規定は、第一項の請求をした者に同項の秘密記載部分の閲覧等をさせることについて民事訴訟法第九十二条第一項の申立てをした当事者の全ての同意があるときは、適用しない。

(登録料)

第四十五条 育成者権者は、第十九条第二項に規定する存続期間の満了までの各年について、一件ごとに、三万円を超えない範囲内で農林水産省令で定める額の登録料を納付しなければならない。

2 | 8 | (略)

(新設)

4 | 前三項の規定は、育成者権又は専利用権の侵害に係る訴訟における当該侵害の行為について立証するため必要な検証の目的の提示について準用する。

（訴訟記録の閲覧等の請求の通知等）

第四十二条 秘密保持命令が発せられた訴訟（すべての秘密保持命令が取り消された訴訟を除く。）に係る訴訟記録につき、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第九十二条第一項の決定があつた場合において、当事者から同項に規定する秘密記載部分の閲覧等の請求があり、かつ、その請求の手續を行った者が当該訴訟において秘密保持命令を受けていない者であるときは、裁判所書記官は、同項の申立てをした当事者（その請求をした者を除く。第三項において同じ。）に対し、その請求後直ちに、その請求があつた旨を通知しなければならない。

2 | (略)

3 | 前二項の規定は、第一項の請求をした者に同項の秘密記載部分の閲覧等をさせることについて民事訴訟法第九十二条第一項の申立てをした当事者のすべての同意があるときは、適用しない。

(登録料)

第四十五条 育成者権者は、第十九条第二項に規定する存続期間の満了までの各年について、一件ごとに、三万六千円を超えない範囲内で農林水産省令で定める額の登録料を納付しなければならない。

2 | 8 | (略)

(登録品種の調査)

第四十七条 (略)

2 農林水産大臣は、前項に規定する場合には、現地調査又は栽培試験を行うものとする。

3 第十五条第三項及び第四項並びに第十五条の二の規定は、前項の現地調査又は栽培試験について準用する。

(品種登録の取消し)

第四十九条 (略)

2 前項第一号から第三号まで、第六号又は第七号の規定による品種登録の取消しに係る聴聞を行うに当たっては、当該品種登録に係る育成者権に係る専用利用権者その他登録した権利を有する者に対し、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条第一項の規定による通知をするとともに、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 前項の聴聞の主宰者は、同項に規定する者又は同項の品種登録に係る育成者権に係る通常利用権者が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、行政手続法第十七条第一項の規定による参加の許可をしなければならない。

4 育成者権は、第一項の規定により品種登録が取り消されたときは、消滅する。ただし、次の各号に掲げる場合は、育成者権は、当該各号に定める時に遡って消滅したものとみなす。

一 三 (略)

5・6 (略)

(品種登録についての審査請求の特則)

第五十一条 (略)

2 品種登録についての審査請求の審理を行うに当たっては、相当な期間において、その旨を、当該品種登録に係る育成者権者又は専用利用権者その他登録した権利を有する者に通知をし、かつ、

(登録品種の調査)

第四十七条 (略)

2 農林水産大臣は、前項に規定する場合には、その職員に現地調査を行わせ、又は研究機構に栽培試験を行わせるものとする。

3 第十五条第三項から第六項までの規定は、前項の現地調査又は栽培試験に準用する。

(品種登録の取消し)

第四十九条 (略)

2 前項第一号から第三号まで、第六号又は第七号の規定による品種登録の取消しに係る聴聞は、当該品種登録に係る育成者権に係る専用利用権者その他登録した権利を有する者に対し、相当な期間において通知した上で行わなければならない。

3 前項の聴聞の主宰者は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十七条第一項の規定により前項に規定する者が当該聴聞に関する手続に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

4 育成者権は、第一項の規定により品種登録が取り消されたときは、消滅する。ただし、次の各号に掲げる場合は、育成者権は、当該各号に定める時にさかのぼって消滅したものとみなす。

一 三 (略)

5・6 (略)

(品種登録についての審査請求の特則)

第五十一条 (略)

2 品種登録についての審査請求の審理は、当該品種登録に係る育成者権者又は専用利用権者その他登録した権利を有する者に対し、相当な期間において通知した上で行わなければならない。

公示しなければならない。

3 行政不服審査法第十一条第二項に規定する審理員は、前項の規定により通知を受けた者又は同項の品種登録に係る育成者権に係る通常利用権者が当該審査請求に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

(品種登録簿への登録等)

第五十二条 次に掲げる事項は、農林水産省に備える品種登録簿に登録する。

- 一 (略)
- 二 専用利用権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限
- 三 育成者権又は専用利用権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限

2 (略)

(品種登録表示)

第五十五条 登録品種の種苗を業として譲渡する者は、その譲渡する登録品種の種苗又はその種苗の包装に、農林水産省令で定めるところにより、その種苗が品種登録されている旨の表示を付さなければならぬ。

2 登録品種の種苗の譲渡のための展示又は広告を業として行う者は、農林水産省令で定めるところにより、登録品種の種苗の譲渡のための展示をする場合にはその展示をする種苗又はその種苗の包装にその種苗が品種登録されている旨の表示を付し、登録品種の種苗の譲渡のための広告をする場合にはその広告にその旨を表示しなければならない。

(虚偽表示の禁止)

第五十六条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。
一 登録品種以外の品種の種苗又はその種苗の包装にその種苗が

3 行政不服審査法第十一条第二項に規定する審理員は、前項の規定により通知を受けた者が当該審査請求に参加することを求めたときは、これを許可しなければならない。

(品種登録簿への登録等)

第五十二条 次に掲げる事項は、農林水産省に備える品種登録簿に登録する。

- 一 (略)
- 二 専用利用権又は通常利用権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限
- 三 育成者権、専用利用権又は通常利用権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限

2 (略)

(品種登録表示)

第五十五条 登録品種の種苗を業として譲渡する者は、農林水産省令で定めるところにより、その譲渡する登録品種の種苗又はその種苗の包装にその種苗が品種登録に係る旨の表示(以下「品種登録表示」という。)を付するように努めなければならない。(新設)

(虚偽表示の禁止)

第五十六条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。
一 登録品種以外の品種の種苗又はその種苗の包装に品種登録表

品種登録されている旨の表示又はこれと紛らわしい表示を付する行為

二 登録品種以外の品種の種苗であつて、その種苗又はその種苗の包装にその種苗が品種登録されている旨の表示又はこれと紛らわしい表示を付したものの譲渡又は譲渡のための展示をする行為

三 登録品種以外の品種の種苗を譲渡するため、広告にその種苗が品種登録されている旨を表示し、又はこれと紛らわしい表示をする行為

(公示等)

第五十七条の二 この法律の規定による公示は、官報に掲載してするものとする。

2 農林水産大臣は、この法律の規定による公示をしたときは、当該公示をした年月日及びその内容をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(指定種苗についての表示)

第五十九条 指定種苗は、その包装に次に掲げる事項を表示したものの又は当該事項を表示する証票を添付したものでなければ、販売してはならない。ただし、掲示その他見やすい方法をもってその指定種苗につき第一号から第四号まで及び第六号に掲げる事項を表示する場合又は種苗業者以外の者が販売する場合は、この限りでない。

一 (略)

二 種類及び品種(接木した苗木にあつては、穂木及び台木の種類及び品種)(品種が判明しない場合には、その旨)

三 六 (略)

2 4 (略)

(命令違反に対する過料)

示又はこれと紛らわしい表示を付する行為

二 登録品種以外の品種の種苗であつて、その種苗又はその種苗の包装に品種登録表示又はこれと紛らわしい表示を付したものの譲渡又は譲渡のための展示をする行為

三 登録品種以外の品種の種苗を譲渡するため、広告にその種苗が品種登録に係る旨を表示し、又はこれと紛らわしい表示をする行為

(新設)

(指定種苗についての表示)

第五十九条 指定種苗は、その包装に次に掲げる事項を表示したものの又は当該事項を表示する証票を添付したものでなければ、販売してはならない。ただし、掲示その他見やすい方法をもってその指定種苗につき第一号から第四号まで及び第六号に掲げる事項を表示する場合又は種苗業者以外の者が販売する場合は、この限りでない。

一 (略)

二 種類及び品種(接木した苗木にあつては、穂木及び台木の種類及び品種)

三 六 (略)

2 4 (略)

(命令違反に対する過料)

第七十四条 第十五条の二第五項（第十七条の二第六項、第三十五条の三第三項及び第四十七条第三項において準用する場合を含む。）又は第六十四条の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした研究機構等の役員は、二十万円以下の過料に処する。

（制限表示義務等の違反に対する過料）

第七十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。

- 一 第二十一条の二第五項又は第六項の規定に違反した者
- 二 第二十二条の規定に違反した者
- 三 第五十五条の規定に違反した者（第一号の規定に該当する者を除く。）

第七十四条 第十五条第六項（第四十七条第三項において準用する場合を含む。）又は第六十四条の規定による命令に違反した場合には、その違反行為をした研究機構等の役員は、二十万円以下の過料に処する。

（名称使用義務等の違反に対する過料）

第七十五条 第二十二条の規定に違反した者は、十万円以下の過料に処する。

- （新設）
- （新設）
- （新設）

○ 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（附則第九条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条―第十七条、第十七条の三―第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条―第三十四条の三五関係）</p> <p>登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項</p> <p>課税標準</p> <p>税率</p>			
一〇十七（略）	一〇十七（略）	一〇十七（略）	一〇十七（略）
十八（略）	十八（略）	十八（略）	十八（略）
<p>(一) (略)</p> <p>(二) 専利用権の設定又は保存の登録</p> <p>(三) 育成者権若しくは専利用権を目的とする質権の設定又は育成者権、専利用権若しくは当該質権の処分の制限の登録</p> <p>(四) 専利用権の移転又は育成者権若しくは専利用権を目的とする質権の移転の登録</p> <p>イ (略)</p>	<p>(一) (略)</p> <p>(二) 専利用権又は通常利用権の設定又は保存の登録</p> <p>(三) 育成者権、専利用権若しくは通常利用権を目的とする質権の設定又は育成者権、専利用権、通常利用権若しくは当該質権の処分の制限の登録</p> <p>(四) 専利用権若しくは通常利用権の移転又はこれらの権利若しくは育成者権を目的とする質権の移転の登録</p> <p>イ (略)</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>育成者権又は専利用権（以下この号において</p>	<p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>(略)</p> <p>育成者権、専利用権又は通常利用権（以下</p>

十九ノ百六十	(五)	口	(七)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	て「育成者権等」という。の件
	(略)	(略)	(略)	(略)	
十九ノ百六十	(五)	口	(七)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	この号において「育成者権等」という。の件
	(略)	(略)	(略)	(略)	

改 正 案	現 行
<p>（研究機構の目的） 第四条（略）</p> <p>2 研究機構は、前項に規定するもののほか、種苗法（平成十年法律第八十三号）に基づき適正な農林水産植物の品種登録の実施を図るための現地調査又は栽培試験を行うとともに、優良な種苗の流通の確保を図るための農作物の種苗の検査並びにばれいしよ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布を行うことを目的とする。</p> <p>（業務の範囲） 第十四条（略）</p> <p>2 研究機構は、第四条第二項の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一 種苗法第十五条の二第一項（同法第十七条の二第六項、第三十五条の三第三項及び第四十七條第三項において準用する場合を含む。）の規定による現地調査又は栽培試験を行うこと。</p> <p>二、四（略）</p> <p>3・4（略）</p>	<p>（研究機構の目的） 第四条（略）</p> <p>2 研究機構は、前項に規定するもののほか、種苗法（平成十年法律第八十三号）に基づき適正な農林水産植物の品種登録の実施を図るための栽培試験を行うとともに、優良な種苗の流通の確保を図るための農作物の種苗の検査並びにばれいしよ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布を行うことを目的とする。</p> <p>（業務の範囲） 第十四条（略）</p> <p>2 研究機構は、第四条第二項の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。</p> <p>一 種苗法第十五条第二項及び第四十七條第二項の規定による栽培試験を行うこと。</p> <p>二、四（略）</p> <p>3・4（略）</p>

○ 農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（平成二十年法律第四十五号）（附則第十一条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（種苗法の特例） 第十三条 農林水産大臣は、認定研究開発事業計画に従って行われる研究開発事業の成果に係る出願品種（種苗法（平成十年法律第八十三号）第三条第二項に規定する出願品種をいい、当該認定研究開発事業計画における研究開発事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に同条第一項第一号に規定する品種登録出願（以下この条において「品種登録出願」という。）がされたものに限る。以下この項において同じ。）に関する品種登録出願について、その出願者が次に掲げる者であつて当該研究開発事業を行う認定研究開発事業者であるときは、政令で定めるところにより、同法第六条第一項の規定により納付すべき出願料を軽減し、又は免除することができる。</p> <p>2 一・二（略）</p>	<p>（種苗法の特例） 第十三条 農林水産大臣は、認定研究開発事業計画に従って行われる研究開発事業の成果に係る出願品種（種苗法（平成十年法律第八十三号）第四条第一項に規定する出願品種をいい、当該認定研究開発事業計画における研究開発事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に品種登録出願されたものに限る。以下この項において同じ。）に関する品種登録出願について、その出願者が次に掲げる者であつて当該研究開発事業を行う認定研究開発事業者であるときは、政令で定めるところにより、同法第六条第一項の規定により納付すべき出願料を軽減し、又は免除することができる。</p> <p>2 一・二（略）</p>

○ 米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第二十五号）（附則第十一条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（種苗法の特例）</p> <p>第十二条 農林水産大臣は、認定新品種育成計画に従って行われる新品種育成事業の成果に係る出願品種（種苗法（平成十年法律第八十三号）第三条第二項に規定する出願品種をいい、当該認定新品種育成計画における新品種育成事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に同条第一項第一号に規定する品種登録出願（以下この条において「品種登録出願」という。）がされたものに限る。以下この項において同じ。）に関する品種登録出願について、その出願者が次に掲げる者であつて当該新品種育成事業を行う認定育成事業者であるときは、政令で定めるところにより、同法第六条第一項の規定により納付すべき出願料を軽減し、又は免除することができる。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>（種苗法の特例）</p> <p>第十二条 農林水産大臣は、認定新品種育成計画に従って行われる新品種育成事業の成果に係る出願品種（種苗法（平成十年法律第八十三号）第四条第一項に規定する出願品種をいい、当該認定新品種育成計画における新品種育成事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に品種登録出願されたものに限る。以下この項において同じ。）に関する品種登録出願について、その出願者が次に掲げる者であつて当該新品種育成事業を行う認定育成事業者であるときは、政令で定めるところにより、同法第六条第一項の規定により納付すべき出願料を軽減し、又は免除することができる。</p> <p>一・二 （略）</p>

○ 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）
 （附則第十一条関係）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（種苗法の特例） 第十七条 農林水産大臣は、認定研究開発・成果利用事業の成果に係る出願品種（種苗法（平成十年法律第八十三号）第三条第二項に規定する出願品種をいい、当該認定研究開発・成果利用事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に同条第一項第一号に規定する品種登録出願（以下この条において「品種登録出願」という。）がされたものに限る。以下この項において同じ。）に関する品種登録出願について、その出願者が次に掲げる者であつて当該認定研究開発・成果利用事業を行う認定研究開発・成果利用事業者であるときは、政令で定めるところにより、同法第六条第一項の規定により納付すべき出願料を軽減し、又は免除することができる。</p> <p>2 一・二（略）</p>	<p>（種苗法の特例） 第十七条 農林水産大臣は、認定研究開発・成果利用事業の成果に係る出願品種（種苗法（平成十年法律第八十三号）第四条第一項に規定する出願品種をいい、当該認定研究開発・成果利用事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に品種登録出願されたものに限る。以下この項において同じ。）に関する品種登録出願について、その出願者が次に掲げる者であつて当該認定研究開発・成果利用事業を行う認定研究開発・成果利用事業者であるときは、政令で定めるところにより、同法第六条第一項の規定により納付すべき出願料を軽減し、又は免除することができる。</p> <p>2 一・二（略）</p>

改正案	現行
<p>（種苗法の特例） 第六十五条（略）</p> <p>2 農林水産大臣は、前項の認定を受けた産業復興再生計画に定められた新品種育成事業の成果に係る出願品種（種苗法（平成十年法律第八十三号）第三条第二項に規定する出願品種をいい、当該産業復興再生計画に定められた第四項の実施期間の終了日から起算して二年以内に同条第一項第一号に規定する品種登録出願（以下この条において「品種登録出願」という。）がされたものに限る。以下この項において同じ。）に関する品種登録出願について、その出願者が次に掲げる者であつて当該新品種育成事業の実施主体であるときは、政令で定めるところにより、同法第六条第一項の規定により納付すべき出願料を軽減し、又は免除することができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>3～5（略）</p>	<p>（種苗法の特例） 第六十五条（略）</p> <p>2 農林水産大臣は、前項の認定を受けた産業復興再生計画に定められた新品種育成事業の成果に係る出願品種（種苗法（平成十年法律第八十三号）第四条第一項に規定する出願品種をいい、当該産業復興再生計画に定められた第四項の実施期間の終了日から起算して二年以内に品種登録出願されたものに限る。以下この項において同じ。）に関する品種登録出願について、その出願者が次に掲げる者であつて当該新品種育成事業の実施主体であるときは、政令で定めるところにより、同法第六条第一項の規定により納付すべき出願料を軽減し、又は免除することができる。</p> <p>一・二（略）</p> <p>3～5（略）</p>

改正案	現行
<p>（種苗法の特例）</p> <p>第十三条 農林水産大臣は、認定研究開発事業計画に従って行われる研究開発事業の成果に係る出願品種（種苗法（平成十年法律第八十三号）第三条第二項に規定する出願品種をいい、当該認定研究開発事業計画における研究開発事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に同条第一項第一号に規定する品種登録出願（以下この条において「品種登録出願」という。）がされたものに限る。以下この項において同じ。）に関する品種登録出願について、その出願者が次に掲げる者であつて当該研究開発事業を行う認定研究開発事業者であるときは、政令で定めるところにより、同法第六条第一項の規定により納付すべき出願料を軽減し、又は免除することができる。</p> <p>一・二 （略）</p>	<p>（種苗法の特例）</p> <p>第十三条 農林水産大臣は、認定研究開発事業計画に従って行われる研究開発事業の成果に係る出願品種（種苗法（平成十年法律第八十三号）第四条第一項に規定する出願品種をいい、当該認定研究開発事業計画における研究開発事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に品種登録出願されたものに限る。以下この項において同じ。）に関する品種登録出願について、その出願者が次に掲げる者であつて当該研究開発事業を行う認定研究開発事業者であるときは、政令で定めるところにより、同法第六条第一項の規定により納付すべき出願料を軽減し、又は免除することができる。</p> <p>一・二 （略）</p>